

令和5年美郷町議会議事録

第3回 定例会 (第3号)

招集年月日	令和5年 9月 4日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和5年 9月 13日 午前 9時30分				
		議長 原 克美				
	散会	令和5年 9月 13日 午後 3時44分				
		議長 原 克美				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席 12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (6)	原 克美	○	5	中原保彦	○
	副議長 (7)	福島教次郎	○	8	藤原修治	○
	1	西原慎治	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	簗根正一	○
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
	4	日高学	○	12	西嶋二郎	○

会議録署名 議員	11番	佐竹一夫	12番	西嶋二郎
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	志村幸恵
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	石田圭司
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	行田綾子	建設課長	永妻孝司
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	美郷暮らし推進課長	安田茂樹	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和5年美郷町議会第3回定例会議事日程
(第 3 号)

令和5年9月13日(水) 午前9時30分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	一般質問

(開 会 午 前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

全員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番・佐竹議員、12番・西嶋議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。通告順に質問を許します。

通告1、10番・簗根議員。

●原議長

10番、簗根議員。

●簗根議員

皆さん改めましておはようございます。私は1点についてお伺いをしたいと思えます。バリ島マス村との交流事業についてということで、質問をさせていただきます。美郷町は、1993年にバリ島マス村と友好姉妹協定を締結して、今年で30年になります。今年度は、これまでの取組みを振り返り、今後の活動人口、関係人口を創設していくために、1年間を通して、様々な事業を実施していくと言われております。この度、美郷町とマス村との友好締結30周年記念式典が、バリ島マス村で行われるに当たり、8月17日から22日までの日程で、中高生17名、議会、商工会、観光協会、町などから23人で、友好訪問をされました。友好訪問を終えられて、式典の様子、また、感想等についてお聞かせ願いたいと思えます。よろしくお願いたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆さんおはようございます。それでは、簗根議員のバリ島マス村との交流事業についてのご質問にお答えをいたします。今年度は美郷町とバリ島マス村の友好協定締結から30年の節目の年となりました。改めまして、これまでの交流の歴史を振り返って、先人が紡いできていただいた思いや功績を再確認し、今後、ますます美郷町とマス村が、お互いにとって有意義な交流に発展させるため、私も思いを新たにいたしました。町では、この交流を、他の自治体には類を見ない唯一無二の取組みと位置づけ、町への滞在人口、活動人口を増やす施策をさらに加速させるため、今年度、通年で友好協定30周年記念事業を展開をしております。町民の皆様にも、バリ島やマス村の文化や芸術に触れていただき、マス村との交流に思いをはせるきっかけになればとの思いから、町内各地域で、既に関連する様々なイベントを実施しております。簗根議員からご紹介いただきましたように、去る8月17日から22日の日程で、30周年記念事業の目玉の一つであるバリ島マス村友好訪問団の派遣を行いました。今回の訪問団のメンバーは、団長の私の他、町内在住の中高生17名、邑智地域から8名、大和地域から9名の子どもたちと一般参加者6名、町議会議員5名、職員10名、帯同の新聞記者1名、総勢40名とい

う訪問団でお邪魔をさせていただきました。18日にマス村で開催されました美郷町とマス村の友好協定30周年記念式典では、会場前の広場に集まった保育園児の大合唱に迎えられ、式典にも大勢の関係者や村民の皆さんに参列をいただきました。マス村が世界に誇る有名なガムラン楽団の演奏や、マス村婦人会の皆さんによる舞踊もご披露いただくなど、大変手厚い歓迎を受け、訪問団一同とても感激をいたしました。式典では、両国の国歌斉唱に続き、ユダ村長から、これまでの長い交流の中で、美郷町からいただいた様々な協力や支援に感謝をしている。美郷町との縁を大切に、今後も世代を超えてこの交流を末永く続けていきたいと、ご挨拶をいただきました。私からは、カヌーがご縁で始まった美郷町とマス村との交流を振り返り、行政主導の自治体間交流だけではなく、美郷町国際友好協会や、町民によるマス村訪問や、邑智高校生によるバリ島修学旅行、ウブドの高校生の町内ホームステイなど、今日まで続いてきた草の根の民間交流から始まり、現在では、バリ島からの技能実習生の受入れや、町民主体の、ガムラン楽団、「ミサト・サリ」の結成など、その交流の幅は大きく広がり、今や経済交流、文化交流にまで発展していることを報告をいたしました。合わせまして、カヌーの町である美郷町として、現在、整備を進めている新しいカヌー競技場の外観デザインや、施設のコンセプトにも、バリの要素を取り入れていることも紹介をいたしました。原議長からも、今年度、町が実施する様々な取組みによって、町内にバリ島の食文化や芸能が広く知られ、町全体で30周年を盛り上げる機運が高まっている。今後もお互いの町の活性化のために、しっかり協力していきましようとお挨拶をいただきました。その後、相互に記念品を交換し、また、美郷町国際友好協会からは、寄附金が贈呈をされています。同行した職員による石見神楽を披露すると、マス村の中学生も参加して大変に盛り上がり、式典は盛会のうちに終わりました。また、美郷町から参加してくれた中高生は、訪問前の事前学習で練習をしていましたマス村の伝統舞踊、「ルジャンマス」をマス村の舞踊団と共演し、現地に行かなくては経験出来ない貴重な体験となりました。式典終了後には、事前にオンラインで交流をしていたマス村の中学生と一緒に、バリ島の伝統的なお供え物「チャナンサリ」の政策を体験し、婦人会の皆さんのご指導のもと、中学生同士で教え合う姿も見られ、終始和やかな交流となりました。私は、これまで美郷町とマス村との間で、30年の長きにわたって育んできた友好関係を、今後も世代を超えてさらに強固なものとし、互いの町、村の発展につなげていきたいと考えています。今回の訪問では、これまでの交流とは異なる分野での発展の可能性も感じる事が出来、大変意義のあるものとなりました。美郷町は、バリ島の自治体と友好協定を結ぶ日本で唯一の自治体として、バリといえば美郷町、日本の中のバリを目指し、他に例を見ない特徴ある町づくり、町の活性化を進める足掛かり出来たと感じています。

●原議長

10番、箆根議員。

●箆根議員

ありがとうございます。町長の答弁お聞きし、大変有意義な訪問だったと感じさせていただいたところでございます。今回の訪問の中で、中高生17名の感想は、大変この行政報告でお聞きしたように、良い経験をさせていただいたというふうに、中高生も思っておられるかと思えます。今後もこうした行ける機会があればいいと思えますけど、なかなか行ける機会はないのではないかと思いますので、オンライン等々で、今後も交

流を深めながら、後世に伝えていただきたいように思っております。続きまして、私は今回の訪問には、残念ながら行くことが出来ませんでした。2020年1月に、議員数名でバリ島に行く機会がございました。ユダ村長様にも役場にて、会うことが出来まして、歓迎を受けました。また、その時に、本町へ留学を希望されている方々も同席しての会談をしました。その時留学生の方々は、もう既に翌年にでも受け入れる予定でございましたけど、新型コロナウイルスの発生のために、受入れが出来なくなりまして、2年、3年と経って、現在ではもう来町されて頑張っておられるところでございます。今後、留学生の受入れられる計画等、予定等々がございましたら、お聞かせください。

●原議長

番外、企画推進課長。

●行田企画推進課長

箕根議員様のご質問にお答えいたします。技能実習生につきまして現在5名の来町いただいております。それぞれ、福祉の職場また農業の職場で頑張っていると思いますが、いずれの職場でも非常に真面目に働いておられるということで、評価も高い評価をいただいております。また、今後もさらに希望者があれば受け入れたいというようなお声もいただいておりますので、現地マス村との調整の中で、その候補に上がる方がおられましたら、今後も計画をしていきたいというふうに考えております。

●原議長

10番、箕根議員。

●箕根議員

私がバリ島に行かさせていただいた時に感じたことですが、インドネシアは、多くの島々からなっております。つながっております。それは、島と島をつなぐ橋がございません。お聞きしたところによりますと、橋をかけると、観光客が増加することが予測されるため、バリ島は観光の町なので、これ以上観光客が流入されると、もう身動きがとれないというような、それだけの道路網の整備が何か遅れているように感じたところでございます。また、ごみ処理がなかなか出来なくて、ほとんど埋立てられている状態で、ところによれば、高く積み上げられており、異臭をはなっているところも見させていただきました。皆さんも感じられると思いますけど、こうしたごみ処理が一番の課題だと思いますけど、こうしたことに本町として、よいアイデア、また支援等々が出来ないでしょうか。お伺いします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ありがとうございます。今回は、マス村まで行っていただきまして、ありがとうございます。今回訪問した後に、記念式典の後にですね、私、そして議員5名の皆さんと一緒にですね、先方のユダ村長、そしてマス村の議会の議長、議員が5名、確かいらっしまったと思うんですけども、と意見交換の場を持たしていただきました。その中でお互いの町と村の特徴、あるいは悩みっていうようなところを率直に意見交換をさせていただきました。今、箕根議員からご指摘いただきましたように、マス村としては非常に

ごみ問題で困っていると、こういうお話がありました。これにつきましてはですね、美郷町で、今、技能実習生を受入れてるんですけども、インドネシアの国際交流員の方が、日本のごみのマニュアルをインドネシア語に翻訳してくれて、本をつくってくれてますと。これを、ぜひ、ノウハウの一つとしてご提供したいということで、早速、先日、先方にも送らせていただいておりますので、なかなかハード面というところでは、支援は出来ないんですけども、そういう細かいノウハウのところは、こちらとして支援できるのかなと。また同席いただきました議員の皆さんからも、ごみ問題については、こういうふうにしたらいんじゃないかという建設的な意見もいただいております。

●原議長

10番、旗根議員。

●旗根議員

質問ありがとうございます。時間がないので、すいません。今回の訪問で町長は言われて、先ほど答弁いただきましたところですが、これまでの交流とは異なる分野での発展の可能性も感じる事が出来たとありますが、具体的にどのような分野において、どのような発展の可能性を感じられたのか。まだ検討されている中だとは思いますが、分かる範囲で、お聞かせ願えればと思います。よろしくお願いします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

分野としましては、一つが農業分野、もう一つが観光分野かなということで、行く前に、ある程度私の中でテーマを持ってまいりました。向こうでの公式行事以外のところは、少し別行動をとらせていただきまして、バリ州知事バリ州というのは、バリ島400万人ぐらいの島ですので、非常に大きいんですけども、その州知事に、こちらの、インドネシアの総領事からも、レターを書いていただきまして、お目にかかることが出来ました。あるいはマス村が所属している、このウブド地域はギャニアル県というところで51万人ぐらいの県だそうですので、島根県と似たりよったりぐらいの県なんですけど、ここの副知事にお会いしたり、後、日本から在デンパサールの総領事が、日本から派遣されてまして、その総領事とも意見交換をさせていただきました。もちろんマス村との友好をご理解いただくのと、今後、ご支援いただくということでのお願いがメインなんですけども、あわせてこの農業分野のところ、今実はバリ島は、観光では、非常に世界的な観光地なんですけども、このコロナで観光がガタガタになったときに、やはり観光だけじゃあ駄目だろうということで、今農業に非常に力を入れてらっしゃるということで、農業分野のところ、何か美郷町として、バリの町として農業で連携することが出来ないか、これが一つ。それと、マス村は、マス村だけじゃないんですけども、非常に観光の島でございます。世界中から観光客が来て、ユダ村長に聞きましたら、村民の数は1万3000人、ただ、それ以外が1万2000人いらっしゃるそうです。これは、マス村の中にたくさんのホテルやビルがあって、そこに滞在している人とか、ホテルの従業員とか、こういう人が、村民の人口に匹敵するぐらい、それぐらい観光が根づいている村ですので、そういう意味では、マス村バリ島に行かなくても、日本の中で、バリの観光地の一つとして認識していただければ、観光振興になるのかなというよ

うなテーマを持って、向こうで視察をしたり、面会をして意見交換をしたりということ
で、ちょっと今ここではご紹介出来ませんが、幾つかの収穫があったかなというふ
うに思っております。

●原議長

10番、旗根議員。

●旗根議員

ありがとうございます。最後になります。今度美郷町で30周年記念式典イベント
「バリとみさとと。祭り」が10月15日に予定されております。式典が盛会に終わら
れるよう、我々も努力して皆さんとともに、交流を発展させるように頑張っていきたい
と思っておりますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

●原議長

旗根議員の質問が終わりました。

通告2、2番・牛尾議員。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

2番、牛尾でございます。本日は、空き家対策について、1点お伺いをいたします。
近年、空き家の数は増加を続けており、今後、さらに増加が見込まれる中、空き家対策
の強化が急務となっていることから、令和5年3月3日、空き家対策の推進に関する特
別措置法の一部改正が閣議決定されました。改正の目的は、周囲に悪影響を及ぼす特定
空き家等の除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から、空き家
等の有効活用や適切な管理を確保し、空き家対策を総合的に強化するためであります。
その概要につきましては、1点目として、所有者の適切な管理の努力義務に加え、自治
体の施策に協力する努力義務が追加されました。2点目として、市区町村が、空き家等
活用促進区域及び空き家等活用を促進して指針を定めた場合に、接道規制や用途規制の
合理化や、用途変更や建替等を促進できるようになります。また、市区町村長は、区域
内の空き家等の所有者等に対し、指針に合った活用を要請することができるように
なります。3点目として、市区町村長は、空き家等の管理や活用に取り組むNPO法人、社
団法人等を空き家等管理活用支援法人として指定することができるようになります。4
点目として、市区町村長は、放置すれば特定空き家等になる恐れがある空き家等を
管理不全空き家等と指定して、改善を指導、勧告することができるようになります。
まだ、勧告を受けた管理不全空き家等の敷地につきましては、特定空き家等の敷地と同
様に、固定資産税の住宅用地特例を解除することができるようになります。5点目と
して、市区町村長に、特定空き家等の所有者等に対する報告徴収権が付与され、資料
の提出等を求めることができるようになります。また、特定空き家等に対する命令等
の事前手続きを取るいとまがないときの緊急代執行制度が創設され、所有者不明時
の略式代執行や緊急代執行の費用徴収の円滑化が図られることとなりますし、財産
管理人の選任請求、申立てですね、市区町村長に付与されることとなります。この
ように国は、特措法を改正することにより、空き家の解体撤去と有効活用の両面につ
いて、市区町村での取組みを促そうとしております。人口減少が著しい本町におきま
して、人口減少に比例して、空き家が

増えているものと考えられます。空き家は景観を損ない、有害動物の生息場所にもなり、崩壊等によって、地域住民に危害を及ぼす場合もあります。これまでも本議会におきまして、多くの先輩議員が質問し、対策の強化を提起してきておられますが、改めて、本町における空き家の状況、対策の現状と課題、今後、実施すべき対策についてお伺いをいたします。以上であります。よろしくお願いいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、牛尾議員の空き家対策の強化のご質問にお答えをいたします。議員ご質問の空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正につきましては、6月14日に公布をされています。施行日は公布日から6カ月以内となっておりますので、今年12月頃と言われておりまして、合わせて関連法案、基本指針等が改正をされる予定となっております。この改正の背景は、居住目的のない空き家が全国で、1998年には182万件ありましたが、これが20年後の2018年には349万件と1.9倍となり、さらに、2030年には470万件の見込みとされており、今後も増加が見込まれているということがあります。また、その目的と概要は、議員に、先ほどご説明いただいたとおりです。町としましても、対策には、法令等の整備が必要と考えており、また、空き家問題に関しては、議員のご指摘と同じように考えております。それでは、町の空き家の状況について申し上げます。令和4年度に、建物自体の個別状況を把握し、今後の活用、危険空き家の対策等に活かすため、空き家の不良度判定の調査を行いました。以前の調査で把握しておりました760件の空き家を含む769件を対象としまして、現在は入居中、空き家バンク登録済み、解体済みの物件や敷地に入れず調査出来ない物件、といったものを除外しまして、これが182件ございましたので、対象としましては587件を調査をいたしました。この調査は、建物のみを判定したのですが、このうち不良度が高い空き家は168件あります。軽度補修で済みそうなものを含む活用出来そうな空き家は、トータルで296件となっております。次に対策の現状について申し上げます。平成27年から28年に、町内全域の空き家調査を行い、平成30年に、空き家所有者等へのアンケートを実施しました。そして、令和2年に美郷町空家等対策計画を策定をしています。令和4年度には、先ほど申し上げました調査と、空き家バンクの登録意向などのアンケートを行っています。また、関係課で協議をしながら、活用対策と危険空き家対策の両面で、各種事業などを実施しました。活用対策につきましては、他市町にはない独自の踏み込んだ事業を実施出来ているというふうに評価をしております。空き家バンクに登録をし、その管理、環境整備等に対して補助する美郷町空き家利活用促進事業、あるいは、地域から所有者に働きかけ、空き家バンク登録を促進する美郷町空き家バンク登録推進奨励金といった事業を実施しており、また、毎年の固定資産税の通知時には、空き家バンク登録を促すチラシも同封をさせていただいてます。さらに、空き家を解体撤去して、新築住宅を建設する場合は、建設費用の補助に加え、解体撤去費用の2分の1、最大200万円を補助する美郷充実暮らし制度も実施をしています。危険空き家対策では、相談のあった案件には速やかに対応するようにしております。所有者等への注意喚起、対応を促すアプローチや、コーン設置といった当面の安全対策などの個別対応、また事業として、所有者等による特定空き家などの除去を促す特定空き家等除去促進事業補助金を創

設をしています。次に、対策における課題について申し上げますと、主に5点あります。1点目は、所有者の意識です。町からのアプローチでは、問題の責任は所有者にあることを強くお伝えはしているものの、反応が芳しくないこともしばしばがございます。2つ目は、権利関係が複雑で難しい物件が存在、多く存在するということです。3つ目は法的リスクです。あくまで私有財産であり、判断や手続を相当慎重に段階を踏んでいく必要があり、法律では、代執行が可能になりましたが、代執行を行った場合に、逆に町が訴えられると言った法的リスクも当然ながらあります。4つ目に、財源です。除去補助事業などの対策に必要な財政措置も限られており、十分とは言えません。5つ目は、マンパワーです。職員は、複数の種類の業務を持ちながら対応に当たっており、専門的な部署、職員配置等がある市などとは、やはり人員面では劣るということが言えると思います。次に進めているものや検討中を含む今後の対策について申し上げます。対策では、空き家のままで放置をされず、売買、賃貸などが促進され、次の利活用につなげていくことが非常に重要であると考えています。これにより、空き家の管理不全や環境悪化を防ぐことはもちろん新たに住まいを確保される方の住まいを提供するということにもつながります。そのため、令和4年度に行った所有者等アンケートで、空き家バンク登録の意向を示した方へのアプローチを進め、空き家バンク登録の促進を図っています。また、住居として使用されておらず、管理不全状態にある空き家の固定資産税の住宅用地特例の見直しにつきましても、現在研究をしているところです。この見直しができれば、除去の促進、放置の抑制や適切な管理の促進といった効果が期待できるものと考えています。なお、税制などの法令実務の面で十分な整理、研究が必要でもあり、慎重に進めていく考えであります。個別案件の対応につきましても、除却促進事業の勧奨も含め、継続的にアプローチを行っていきます。これに当たりましては、財源、マンパワーの面から制約がありますので、緊急度の高いものや、解決につながりそうなものなどから、優先して対応していく考えであります。最後になりますが、このたびの法改正は、申し上げました対策にも関連してくると考えており、今後、発表される政令や指針等で示される具体的内容を踏まえて検討する考えであります。加えて申し上げますと、法改正を機に、課題の一つでもある財政措置の拡充を国には期待をしているところです。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

ありがとうございました。ちょっと細かい点を少し確認をさせてください。事前の調査で760戸、そして、769戸、今回調査対象、多分、数年間の間に9戸しか増えてないということはないと思いますが、その辺のちょっと数の確認をさせていただきたい。どれくらい増えているんだろうというふうなことが分かれば教えてください。

●原議長

番外、美郷暮らし推進課長。

●安田美郷暮らし推進課長

空き家の調査につきましては、美郷暮らし推進課の方で、令和4年度に実施をさせていただいたところでございます。委員ご指摘のように、平成27年から28年にかけて

て当時、自治会の方をお願いをさせていただきまして空き家の調査を実施をしていただいて数を把握をさせていただいたところでございます。今回は、それを元にいたしまして基本的には当時のデータによりますところの空き家の調査プラス、調査につきましては、美郷暮らし推進課長職員での調査を基本的に実施をしたところでございますが、各課におります職員等にもご協力をいただきまして、地元の空き家が、新たな空き家ですか、もう既に倒壊をしているとか、もう撤去されたとかいったものも含めて情報をいただきながら調査をさせていただいたところでございます。ですので、単純に760から769で9件しか増えていないというふうに見える部分もあるかと思いますが、そういったところも加味しまして、最終的に調査に上がってきた件数が、この769件になったというふうに理解をしてございます。以上です。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

数年間にですね、28年の実績を踏まえてということになると思いますが、やっぱり何戸増えたかということの具体的な数字を把握するのも、どれくらいのスピードで空き家が増えているんだということの把握は対策上大変重要な数字だと思いますので、そういったところも分かるように整理をしていただければなというふうに思います。それと次に確認をさせていただきたいんですけども、不良度が高い空き家というのは、特定空き家指定対象と考えていいんですかね。また不良度が高い空き家と軽度補償で済む空き家を除くと123戸が法改正で、新たに区分された管理不全空き家の対象という理解でよろしいのでしょうか。ちょっと数字ややこしくて申し訳ないんですけども。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

先ほどの不良度と判定した空き家が特法的に、特定空家に該当するかどうか、またそれ以外のここの差の件数が、ということでございますけれども、168件につきましてはですね、建物自体が国土交通省が示した基準によって、建物自体の判断をしたものがございます。いわゆる特定空家に該当するためには、その他に環境要因を踏まえて判断することになります。でですね、この点につきましては、断定的ではないですけども、おおむね見込みとしましてはですね、町で20件程度、特定空家に該当するものは20件程度になるんじゃないか、環境も加味しましてですね、考えておるところです。269件の件につきましては、もう一度すみません。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

ちょっと大体今の感覚、感じで様子が分かりました。特定空家で、それなりの数字が上がってますけれども、不良度が高いという、町の一応基準でですね、レベル評価をいろいろしてるんだらうと思いますけれども、その中の一部がいわゆる特定空き家指定対象になると。いわゆる国の分類で言うところのそこに、その一部が入ってくるんだらうと。

だから、ある程度、町の仕分とですね、国の仕分については整理が必要だという状況だなということは理解出来ました。だから、さらに軽度の修繕で済むというのは、逆に言えばこれは活かそうという部分になってくるんだらうと思いますから、それ以外のところについては、特定空き家と今後、特定や空き家になるおそれのいわゆる管理不全空き家ですね。それが、混然一体としているということで整理をしていくんだらうと。この法改正、一部改正法を適用するということになると、少し整理をした対策が必要になってくるんだらうなという理解をさせていただきました。次にですね、この事業の中で、町の特定空家等除却促進事業補助金というのがありました。簡潔にちょっと時間ありません。簡潔にちょっと紹介してください。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

今の除去に係る事業の概要でございます。えっとですね。まず、2つの観点がございます。先ほど来話が出ているところで、建物自体の不良度が高いということと、先ほど申し上げたように、環境との要因の関係で、周囲の危険性が著しく高く緊急度が高いもの、その2つの観点から、協議会を設けておきまして、協議会でそれを踏まえて認定していくという流れになっております。それで、そのものに対してはですね、最大2分の1、100万円までを、その解体、ご自身で解体される場合に、それに対して補助するという制度でございます。以上です。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

国の制度を見ますとですね、国の空き家対策総合支援事業を見ますと、所有者本人が、それを解体除去撤去する場合、所有者の負担は5分の1ですという事業がございます。国が5分の2、町が5分の2負担して、5分の1で済むという。ようは300万掛れば60万にすると。町の負担が当然いってくるんですけども、きれいにしていくということを考えてですね、十分検討の余地はあるのかなあというふうに思いますので、今後、こういったことも含めて、対策の強化を図っていただければなというふうに思います。それと、次にもう一つ確認しておきたいのが、支援法人、空き家ですね、いわゆる活かす方の方ですよ。どちらかという、それについて外部の力を借りようというのが、今回の法律の大きな目玉でもあろうかというふうに思います。これについて、NHKでの現代プラスだったかな。あれでも、放送があったかと。何となく空き家みたいなものの取上げが行われておりますですけども、要はその中で、いわゆる再生利活用の相談窓口としてNPO法人なんかがですね、その相談は無料でもらって、紹介をしていただいた業者からリターンをもらって運営するというふうな役割を担っている例が紹介されました。町の、一応それはお墨つき、でここに相談してほしいというふうな振り分けをしていると。こういったことは、やはり、この田舎でですね、そういった制度もすぐに成立するとは、なかなか難しいと思うんですけども、やはり、いろんな可能性を考えながら検討していく必要があるのかなと。ビジネスコンテストのですね、いわゆる対象にするとか、民間事業者との連携協定で何とかならないかとかですね、開発公社の新た

な業務に位置づけるということとか、いろんな可能性をですね、検討して、こういった町がなかなか言いにくい部分といいますか、対応しにくい部分もあろうかと思いたすんで、外部のこういった団体がそういう役割を担っていくと、結構、話がスムーズに進みやすいということもあろうかと思いたすので、非常に有効な手かなというふうに思いたすがいかがでしょうか。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

今、牛尾議員おっしゃられました新法人持制度というものは、まさに議員がご指摘されましたように、私ども課題としてあげておりますけれども、自治体のノウハウも含めたマンパワー不足に対応するものということで理解して承知しております。それですね、先ほどいろんな可能性を探ると、それぞれのことがございますけれども、これにあたりましては、やはり工夫、先ほどのマンパワーのノウハウの面から、工夫が必要だと思っております。今、先ほどご質問の中でも触れられましたけれども、こういった町村では、比較的そういった団体を担うような団体、専門的知見を持ったような団体というのが少のうございます。一つの例としてはですね、これ具体的な実は見てみたいというふうには考えておるんですけれども、専門的知見を持った団体に委託をしてみるとかいうのも一つの手ではないかなとは考えておりますし、もう一つ申し上げますと、これはですね、単独町村、比較的小さな村の単独町村ではなかなかそれが成立し得ないだろうと。ということになりますと、例えばですね、農業の面で言ったら農地中間管理機構といったあれは全国組織ですけども、そういったような仕組みですとか、自治体による共同処理だとか、自治体がまとまって専門的などところに委託するとかいうことが、より実効的なもの、法の趣旨からも実効的なものではないかというふうに考えております。こちら辺あたりにつきましてはですね、この法改正の具体的な内容が出てまいりますと、市町村の実務者レベルでの会議の場というものがございます。そこでも、課題に上がってくるだろうと私ども考えておりますので、そういった場を通じて、検討するなり研究するなりしていきたいと考えておるところでございます。以上です。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

多分、最後の質問になろうかと思いたす。空き家に住みたいという方の要望も実際どうあるようですので、ただ、なかなかそれに十分な対応が出来ないというのが実態で、そういう方をうまくこちらの方に定着を図ることが出来ていないという課題があるというふうにも聞いております。それと、やはり魅力ある町っていうのは、やはり、住んでる人が気持ちよく生活するというのが、まず基本であろうというふうに思いたす。町民の皆さんが快適に生活できるということが、本当に大事な事だろうというふうに思いたす。今回の一部改正に合わせて対策を強化するために条例を制定し、町の空き家対策計画ですね、空き家対策等計画ですか。見直し、推進に必要な事業を充実させる。そういったことで、対策を強化していくということが、今やはり、やるべき時に来てるのかなというふうに思いたすが、いかがでしょうか。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

まさに、この度の法改正は、これまでの空き家対策の様々な課題を踏まえて国として対策を強化するために、改正されたものであります。町といたしましても、これは町にとって、先ほど町長の答弁でも申し上げましたように、この対策というものは、町が今進めておるような対策についても活かさせるものがあるのだろうと考えております。ただ、当然、具体的な指針がありませんと、ある意味の法的根拠がありませんと、法的根拠であるとか、それに基づく指針等がありませんと具体的なことは、ちょっと進めがたいところもありますけれども、いずれにしても後押しになっておりますし、この今回の法改正のまずもっての趣旨のところですので、いわゆる危険空き家になる前の対策を重視していきましようというところでございます。この点につきましてはですね、町内でも関係課複数の課で、そういったことも視点に踏まえ、重要な視点として、協議等継続して行っておるところでございますので、このたびの法改正を踏まえた点につきましては、町長がご答弁でも申し上げましたように、具体的な内容を踏まえて、しっかりと反映していければなというふうに考えておるところでございます。特に先ほど申し上げたような危険空き家になる前の対策というところが、環境面でも重要になってこようかと思えます。これは先ほど答弁、町長が答弁申し上げたことと同じでございます。以上です。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

ありがとうございます。しっかり考えて、議会としても重要なテーマだというふうに、私個人としてもですね、思っております。できるだけ、いい方向にですね、要は、どうしようもない空き家については、もう解体撤去、もうこれしかないだろうというふうに思いますし、活かせるものは、これは町から見れば一つの財産というふうに見ることもできると思いますので、できるだけ有効活用が図れないかという視点から、一つでもいい知恵を作っていくということが大事だろうというふうに思いますので、今後の検討を期待したいと思います。以上であります。終わります。

●原議長

牛尾議員の質問が終わりました。

ここで10時35分まで休憩といたします。

(休憩 午前 10時 20分)

(再開 午前 10時 35分)

●原議長

会議を再開いたします。

通告3、5番・中原議員。

●原議長

中原議員。

●中原議員

5番、共産党の中原でございます。通告書にありますように、町民参加の町政運営と、役場職員組織の在り方についてというテーマで質問させていただきます。私は、2018年12月定例会におきまして、町長就任直後の11月16日開催の臨時議会における嘉戸町長の所信表明をテーマにして、町民参加の町政、職員のメッセージについて一般質問しました。その中心は、次のようなものでありました。私が所信表明で強調した町民の声を町長に届ける仕組み、町長、町当局の回答、対応を町民に返していく仕組みはどのようなものかと。町長がお答えになりました。各課で業務を通じて把握する声、地域担当制を通じて把握する声を共有する仕組み、庁内イントラネットを使って、組織全体で共有できるようにしていると。管理職ミーティングの開催を毎月から毎週にし、こうして集めた声をもとに、部署の垣根を越えて、みんなで話し合う解決策などを考えることを始めていると。2つ目ですが、私が、町政運営のパートナーである役場職員との一方的でない民主的な関係構築、また、町民に喜んでもらえる仕事がしたい。スキルアップしたい。などという要求に対しての考えを伺います。町長のお答えは、組織としての指導、命令はあるが、私の考えを伝えるだけでなく、職員の声を聞きたいと考えており、しっかりコミュニケーションをとって、よりよい仕事となるよう進めていきたい。職員の育成、スキルアップは、仕事での成果や効果につながり、ひいては住民のためになるもので、職員の意欲、向上心に応える研修などには力を入れていきたい。また特に若い職員には、知的好奇心を醸成することが大事だと考えており、こうした場面も用意していきたい。このようにお答えいただきます。私は、この町長答弁を大変歓迎したことを、今でもよく覚えております。そして、とりわけこの4年間で、コロナ禍にあって、町長が地域出かけ、町民の皆さんと直接対話することが困難な中での町政運営であって、このことは、平時にも増して重要であったというふうに思われます。質問の第1点は、4年間の町政運営を振り返り、4年間といっても5年に近くなりましたが、前期2つの答弁が、町民の要望意見の町政への反映と職員との関係構築について、どのように活かされてきたのかについて、評価、総括を、今後の対応とあわせて伺います。質問の2点目は、この間、労働行政の課題として、従来のセクシュアルハラスメント、マタニティーハラスメントとあわせて、パワーハラスメント、これは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当の範囲を超える言動であって、職員に精神的もしくは身体的な苦痛を与え、職員の人格もしくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいうと。これは人事院規則10の16の第2条、この中で定義がされているものであります。私が、このことについて、関心を持ちましたのは、国が出している特に総務省人事院ですが、2つの文書に、職員がその能力を住民に発揮できる勤務環境を保持することによって、国民に質の高い行政サービスを実施するためにも、各種ハラスメントを防止する必要があることといった公務職場特有の要請に応える観点、こういう文章を見つけたことであります。これは後に、もう1回上がりました。3回この文書は使われております。よりよい町民サービスのためにも、町民の要望、意見と町政をつなぐ役場職員が役割を果たすためにも、公務職場にパワーハラスメントなどがあってはならない。このように私は考えますが、美郷町役場における実

態とあわせて、町長のご見解をお伺いしたいと思っております。質問の3点は、総務省が令和3年6月1日現在と、1年後の令和4年6月1日現在の2回にわたって、こういうふうに書いてありますが、この通告書を出した後ですね、また、この前に、令和2年の6月1日付で、同様の調査、同様の調査を3回続けて、3年連続で行っていることが分かりました。この調査ですね、地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組み状況についてというものでありまして、このことについて、町の取組み状況を伺います。パワーハラスメントについて、10の項目が、雇用管理上の措置義務として示されておりますが、調査時点では、10項目中8項目では、文書化されておられません。その後の対応についてと、公開の可否について伺いたいと思っております。ですから、これは3回同じ内容で連続して調査が、6月1日時点の調査が行われております。それらを含めて、ご検討いただきたいと思います。以上でございます。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、中原議員の町民参加の町政運営と役場職員組織の在り方についてのご質問にお答えをいたします。ご質問1点目の4年間の町民の要望意見の町政への反映、職員との関係構築について申し上げます。町民の要望、意見の町政への反映につきましては、約3年間続きましたコロナ禍により、特に、複数のたくさんの町民の方と直接対面し話し合うような機会というのは制限されていりましたが、そうした中にある中でもできる限りの方法で、町民の意見を拾い上げ、お聞きするように努めてまいりました。職員が仕事を通じ、または地域でお聞きした意見等は、毎週の管理職ミーティングや、庁内システムでの共有などをしており、また、可能であった時期には、連合自治会長会議、あるいは地区別の町政懇談会など、地域を代表する方や町民の方と意見交換をしてまいりました。また、毎月行っております定期的な美郷町商工会とのミーティングなど、事業者等との意見交換も実施をしてくれています。特に、町の重要な施策や課題に関しましては、町民、関係者などの様々な意見の収集に努めて、管理職ミーティングなどで共有をし、課題があれば話し合い、改善や対策に活かし、また、町民への説明、周知等もIP放送等を使いまして、直接お伝えするなど努めてまいりました。町長就任以来、一貫して申し上げていることですが、町の活気は、町民自らが考え、協力し合い、生き活きと取り組んでこそ生まれるものというふうに考えておりまして、その主役である町民の意見等は今後も様々な方法で、把握していきたいというふうに思っております。職員との関係構築につきましても、様々な取組みを行ってまいりました。具体的に申し上げますと、先ほど申し上げましたが、毎週行っています管理職ミーティング、これは3役と課長が出席するミーティングですが、これ以外にも、役職ごとの意見交換会、若手職員との懇談会、各種プロジェクトチームとの定期ミーティングといった直接的なものや、昨年、私が海士町視察研修をしたのをきっかけに、定期的に、職員に海士町に視察に行っていたいただいておりまして、そういった視察派遣の実施、あるいは私自身が参加をしました視察等を帰りまして、フィードバックする内容の共有といった様々な取組みを通じまして、コミュニケーションを深めてまいりました。こうした取組みを通じて、例えば、成果としましては、若手職員が主体となって、自発的に、職員向けの施策セミナー、町施策セミナーを3カ月に1回、自主的に実施をいただいております、この9月議会終了

後にも、計画をされています。また、海士町に視察派遣した職員たちも視察を契機に、自発的に企画検討や事業立案を行っています。例えば、今年から開始しました大人の山留学は、若手職員、視察派遣した職員の発案によるものです。これらの取組みは、職員の意欲や向上心に応えながら、ボトムアップ型の仕事の進め方を強化していくことが狙いです。私自身、人材を大切にす若手職員の知的好奇心を醸成することを、一環として考えとして持っております。また、就任直後の平成30年12月の一般質問答弁でも申し上げさせていただきましたが、私の考えを伝えるということはもちろん、職員の声を聞きながら、仕事を進めていきたいというふうに、今も当然考えております。今後につきましても、様々な手法で職員とコミュニケーションを取り、一緒になって組織を活性化し、ひいては町民のサービスの向上につなげてまいりたいと考えています。続きまして、ご質問2点目のハラスメントの実態と見解について申し上げます。美郷町ではハラスメント行為と認定した場合は、懲戒処分等の対応を行うこと、懲戒処分に関する指針として定めております。しかしながら、これまでこれに該当した事例というのはございません。私としましても当然のことですが、全ての方の人格や尊厳を害し、職場環境を悪化させるハラスメント行為というのは許されるものではなく、ひいては行政への信頼性を低下させるものと思っております。こうした事態が発生した場合には、現在の仕組みとしましては、人事部門の総務課を中心に、本人や、相談者の意向を踏まえて、慎重かつ丁寧に対応をしていくこととしています。ご質問3点目のハラスメント対策の取組み状況と公開について申し上げます。ご質問の総務省調査につきましては、議員ご指摘のとおりでございますが、現在、これらの事項につきましては、運用を含むハラスメント等の防止及び対応に関する指針として定めております。なお、この文書化の前から、研修や周知、啓発などで、これらの対策にも取り組んできています。この指針を定めるに当たりましては、議員ご指摘のパワーハラスメントだけではなく、セクシュアルハラスメント、また妊娠、出産、育児、介護に関するハラスメントを含む3つのハラスメントに対応するものとして定めてあります。また、外部からのハラスメントにつきましては、昨今、社会問題化していますカスタマーハラスメントに当たるものです。行政は公共サービス部門ということもあり、これまで表に出ることは少なかったんですが、全国的に、カスタマーハラスメントは行政課題としての重要性が高まっており、職員や業務への支障が大きいばかりでなく、行政の公平性やサービスに影響しかねないものでもあり、あわせて定めることとしたものです。もう少し詳しくお話ししますと、職員の任務というのは、町民のサービス向上にありますので、お客様、カスタマー、町民としますと、中には、暴言を吐かれたり、長時間職員に対して詰め寄ったりと、こういったものが、こういうカスタマーハラスメントにも当たります。あるいは、優越的な地位を使ってハラスメントをするというのが構造になっておりますので、もちろん上司が部下に対してっていう構造もあるんですけども、ちょっと言いにくいんですが、議員さんが職員に対してというのも、一種の優越的な地位ということも言えますので、こういったところも、お互いスムーズにコミュニケーションが図れるようにというふうに考えております。また、この指針につきましては、職員向けの内部文書で、内部向けの取扱いを含むものであり、職員には周知をしておりますが、公開につきましては、考えておりません。

●原議長

中原議員。

●中原議員

ありがとうございました。丁寧にご回答いただいたと思います。私がですね、町長就任直後の、町長の私の質問に対する議会答弁で、ご発言いただいた中で、私が特に注目をし、大事にしたいと思ってまいりましたのは、町長は先ほども申し上げましたが、こうおっしゃいました。組織としての指揮命令はあるが、私の考えを伝えるだけでなく、職員の声を聞きたいと考えており、しっかりとコミュニケーションをとって、よりよい仕事となるよう進めていきたいと、こういうふうにおっしゃっていただきました。これは私非常に大事なことだと。要するにこれは、自分に反対するものや、自分と意見の合わない者の意見なんかも丁寧に聞いて、よく論議をしていきたいということだというふうに受け止めます。そして、そういう点からいうとですね、町長就任から早速ですね、いろんな斬新的な施策を次々と町長打ち出されました。それらは、これまでの町政にはなかったようなものも大変多くてですね、マスコミも注目し、若い職員さんやそれから他の町の人などからもですね、最近、美郷町は頑張ってるねとこういう意見をね、いっぱい私いただきました。同時にですね、そういう新しい施策に対してですね、地域で町民の方いろいろ疑問や違った意見を持つ方も、同時に生まれたんですね。これは町長、既にご承知のことと思いますが、美郷町は半分65歳以上の高齢者でですね、やっぱり従来あったものに慣れ親しんできたということがありますから、新しいものに対する、何て言いますかね。ついていけないっていうのはおかしいんですが、なかなか馴染まない。そういうものが、地域の特性、町民の特性としてもあると思ってます。したがって、町長が打ち出されましたドローンや空の駅構想ですね、これなども非常に斬新的なものでありましたが、これについても、町民の皆さんからいろんな意見が出て、私もそういうものをいっぱい聞かされました。それで、こういう町長が打ち出された施策に対する地域の町民の異論や反論ですね、こういうものが、先ほどの町の議論の仕組みの中なんかでですね、どのように、扱われていったのか。そこら辺をご説明いただければと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ご質問ありがとうございます。おっしゃるようになりますね、新しい取組みにつきましては、当然新しいものですので、必ず賛否があるものというふうに思っております。賛否反対だけではなくて、戸惑いとか、あるいは充分意図が理解出来ないとか、そういうものも含めまして、いろんな反応があるんだろうなというふうに思っております。やはり、そうした時にはですね、もちろん色んな意見をお聞きするというのは当然のことながら、丁寧に、できるだけ説明をすると。どういう意図でそういうものをやるのかということが、合わせて大事じゃないかなと思っております。もちろん町民向けに、直接お話しする機会は、町政懇談会のようなところでも意見が出ることが多々ありますので、そこでは、出席される町民の皆さんには、時間もかなりかかるんですけども、お話しするようにしておりますし、町政懇談会を今年度から5類になりましたので再開をしております、もう君谷で1回やりましたですかね。そこでも、色んな施策に対する意見もい

いただきましたので、冒頭のところで30分ぐらいお時間いただいて、私がやってる施策の狙いというのをまずはお説明して、それで、ご意見をいただいたりということもありました。ですので、直接、私がお話しできる場では、できる限りのことをやってるつもりです。ただこれだけでは十分ではありませんので、当然、職員、職員でも、まずは幹部職員のところが、3役と課長が、やはり、町の運営を担っておりますので、ここのすり合わせ、あるいは、意識の一体化ってところがいちばん大事ですので、そういう意味では週に1回、時間を1時間ないし1時間半とって、様々な課長から、こんなことがあるとか、こんなことやるとか、こんなこと聞いたとかってということもあれば、あるいは施策として、こういう意図でやってるんだってという私から説明することもあれば、というふうに職員にもお話ししておりますし、あるいはこの議会が、そもそも大事なんだろうと思っております。やはり、町民の代表は私も選挙で選ばれておりますけども、議員の皆さんも、直接選挙で選ばれておりますので、町民の意見の代弁者として、ここで責任を持って発言をされてると思っておりますので、そういう意味では、一般質問でもそうですし、議会答弁でも、しっかり意見も言わしていただいております。あるいは、水道料金の値上げの時は様々な意見がございました。この時もですね、実際には財政状態だと、値上げせざるを得ないんですけども、複数の議員の皆さんが、一気に上げるんじゃなくて段階的に上げたほうがいいのか、コロナが始まったので、1年延期したほうがいいのか。これも、本来の一番最初の方針としては当然違ってたんですけども、状況を見ながら、意見を取り入れて、路線も変更させていただいておりますので、これ1例ですけども、いろんな形で、意見を聞くということはやっております。一方でですね、新しいことで、意図がどういう意図で行ってるのかということの説明をしないとですね、聞くばかりだと理解してもらえないので、やはり丁寧に説明するということが、非常に必要じゃないかなと思っております。先ほど議員の方から、いろんな施策をやられてるというふうに言われましたけども、私自身は非常にシンプルで、そんなにいろんな施策をやってるつもりがなくてですね、もっと言えば何のためにやってるのかっていうと、一つだけなんですよ一つというのは、今人口減少で、人口が減っていて、これに付随して様々な課題が美郷町起こってます。この人口減少問題を直接解決する施策、あるいは、起こっている課題に対して、抜本的に解決する施策、これが今までのやり方やるのか、それか、それではちががあかないので、全く新しいやり方で、先ほどドローンの話が出ましたけども、いずれ物流網っていうのは、中山間地から場合によっては切られていくような、あるいは非常に不便になっていくようなこともあるので、そうすると、今のままで何年かは持つかもしれませんが、その後のことを考えて、実証もやっておきたいと。そういう意味で、私、ドローンが好きでドローンがやりたいと、個人的に言ってるわけじゃなくて、やはり、私自身は非常にシンプルに考えて、人口減少問題ってというのが、これが美郷町の一番の根幹の問題だと思っております。これがあるからこそ、三江線も廃止され、高校も廃止され、で、店のどんだんたたまれて、新しい店が出てこない。これが負の連鎖になって、もっと、いろんな課題が出てくるということなので、この根本的な課題に対する解決策として様々な手を打ってるつもりですので、そういう考えの、そもそもどういう考えで、こういう施策を打っているかということですので、なかなかいろんなことやってる、あんなことやってるっていうふうに見られがちなんですけども、実は非常にシンプルに考えております。少し、話があちこちに行きまし

たけども、いずれにしましても、いろんな形で、意見を聞く。これは、職員からもそうですし、議員さんからもそうですし、直接、町民の皆さんからもそうですし、それに対しては、丁寧に、直接あるいは職員を通じて、あるいは議員さんを通じてということで丁寧に説明していくことが、その姿勢が一番大事かなというふうに思って、対応をしてまいりました。

●原議長

中原議員。

●中原議員

ありがとうございました。私も議会の場です、一般質問はもちろんです、通常の委員会質問等でも、必ずしも、町長のご意向に沿った質問や意見じゃなくて、批判的なことを申し上げている。その本体の政策そのものに全体として反対してるっていうことでなくても、私は必要な意見は言わなきゃいけないと思って言ってきました。町長もそういうふうに受け止めていただいているものと思いますが、この問題だけでいきませんので、次に移らせていただきます。2点目のセクシュアルハラスメント等がですね、パワハラがセクシュアルハラスメントやマタニティーハラスメントなんかと合わせてですね、労働行政上の大きな課題になってきたのは、令和2年前後かなというふうに思います。これが何をきっかけにして起こったものか、私もちょっと突きとめ切れなかったんですけども、しかし、労働省も一生懸命いろんな文書を出しました。それに合わせて、総務省や人事院も、公務員宛てに色んなの文書や指示を出しました。そういうのをずっと読んでみますと、やっぱり、ここでなぜ人事院やですね、あるいは総務省が、公務職場でのハラスメント問題を重視したのかという点で、私が大変注目しましたのは、職場にそういうことが発生して、職員の皆さんが自由に物が言えないというふうになったら、それは、行政サービスの低下につながるということを国が考えたからなんですね。この公務職場特有の要請にこたえる観点からという文書が盛んに使われているんですけども、私はやっぱり、公務の職場にですね、このパワハラなどあってはならない。要するに、異論、反論ですね、こういうものを抑制するような、そういうことがあってはならない。それは、直接的ではなくても、町民の皆さんの声を封ずることになりかねないと、こういうふうに考えまして、ぜひこれは一般質問として今回テーマにしなければいけない。考えたきっかけであります。私は一般質問する際は、色々町民の皆さんのご意見や様子をですね、聞かせてもらうことで、方々聞き回ったりするんですね。だけど、今回ですね、私は、庁舎の職員の皆さんにですね、そういうことを聞き回るといようなことは基本的にはしませんでした。職員組合には挨拶をいたしました。今回の一般質問で、こういう問題を取り上げる。これは職員のやっぱり権利の問題ですから、職員組合の挨拶が必要だと思いましたが、個々の職員の皆さんに、いろいろ聞いて回るっていようなことは今回はしませんでした。しかし、私がこの質問を、このことを質問するという事をですね、町民の皆さんに、通告書を配ったりしてお知らせするとですね、いろんなところから反応がありましてですね。あ、た、こういうことは知ってるかとか、職場で頭抱えてる人がいるんだとか、そういう情報をいっぱい寄せてもらいました。しかし、今回はそういう個々の問題について、私はここで取り上げようとは思っておりません。先ほど言いましたように、町長はですね、この2問目、私の2問目の間に対して、こういうふうに答えていただきました。当然のことだが、人

格や尊厳を害し、職場環境を悪化させるハラスメント行為は許されるものではなく、ひいては行政への信頼性を低下させるものと考えていますというふうにご答弁いただきました。これは、まさに人事院や総務省がですね、言っていることと基本的には同じだと思います。こういうことがあるということだと、行政への信頼性、それで、町民の皆さんの要望や意見ですね、ここに対して影響を及ぼすものだから、そういう意味で、町長も、このように許されるものではないというふうにおっしゃったんだと思います。そこで、幾つかお伺いしたいと思ってるんですが、パワハラというのは大変複雑な問題ですね、いろんな文書にも出ておりますし、これは職場で配られたんですかね。このパンフレットなんかにも出ていますが、厄介のことにパワハラだと、実際にやられていることはパワハラなんだけど、パワハラだと認識しないで行われていることが、これが非常に多いというの、いろんな文書にいっぱい出てくるんですね。指導の一環、指導、教育の一環として行われていることが、受け止め方によってはパワハラだというふうになっている。受け手の側との認識の差っていうのが、この問題はたくさんあるということが、私も、この文書などを読んでもわかってきました。そこでですね、伺いたいと思ってるのは、パワハラは定義は、もう今日ここで読み上げようとは思いませんが、そういうことが、庁舎内では起こっていないとしちゃったんですね。これに該当した事例はありませんと、こういうふうに、町長、言っていらっしゃるんですが、人事院が示した事例というのは、非常にたくさんありましてですね。懇切丁寧に、こういうのはパワハラになるんだということで、パワハラだけでも、19項目ですかね、事例をあげて示しているんですね。何でこんなに細かいことまで言っているんだろうというふうに私も思うほどですね。実に細かいことを、きめ細かいと言えきめ細かいんでしょうけども、こんなことまで言わなくてもいいんじゃないかというふうに思う事がいっぱい掲げられております。それで、町長、こういうことは起こっていないというふうにおっしゃいましたので、私も幾つか事例をあげさせていただくんですけども、例えばこの人事院が出しました文書ですね、これにも先ほど触れましたように、19項目挙げられます。例えば書類で頭をたたかとか、部下を殴ったりけったりする。相手に物を投げつける。こういうのは、極端な事例だというふうに思いますが、こういうのもあります。それから、改善点を具体的に、指示することなく、何日かにわたって繰り返し文書の書き直しを命ずるとかですね、長時間にわたって厳しく叱責を続ける。あるいは、これまで分担して行ってきた大量の業務を未経験の部下に全部押しつけ、期限内に全て処理するように言明するとか、それから、仕事を与えない、隔離、仲間外し、無視という項目の中には、気にいらぬ部下には仕事をさせない。気にいらぬ部下を無視して会議にも参加させないとかですね、本当に細かいことが、こんなことまで書くのかと思うようなことが、19項目並べてあるんですね、おそらく、町長をごらんになったと思うんですが、こういうことが、これまで美郷町内では起こっていないと、こういうふうにお受け止めさせてよろしいんでしょうか。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

中原議員のご質問でございます。まずもって町長が答弁で申し上げましたように、先ほど申し上げたような事例にて、町の定める懲戒処分の指針に該当するものとして、対

応したような例はないということをもつて申し上げておきます。その上でですね、やはり中原議員、先ほどパワーハラスメントの定義についてちょっと省略するとされましたが、改めてその点は大事なところでもございますので、公の議論の場ですので、申し上げさせていただきたいと思っております。これは中原議員が引用されました定義のところ、人事院が示しておるものでございまして、これは自治体とかによって変わるものではないというふうに、私どもも考えております。町長も答弁で申し上げましたように、職務に関しての優越的な関係を背景として行われるものであるということでございます。これはですね、典型例としては、当然、上位職から下位職へということではございますけれども、そうではない、同僚、部下からといったことも当然含む、当然といえますか、あり得るものというふうなものでございまして、それから業務、そのですね、例えばそういう業務上の中での様々な指導や、意見交換の中での行為が必要で相当な範囲を超えるということが、ポイントとなってこようかと思っております。その中で今 19 の事例がありまして、7 つの分野に大きく分かれていたかと記憶しておりますけれども、その中で言えるもの、判断に当たって言えるものでは、明らかに業務上必要性がない言動、それから目的を大きく打ち出した言動、それからもう一つは手段として不適当な言動、それから、それらが一般的な常識に照らしまして、回数や時間的なものですね、長時間叱責するとか、というようなことが、そのハラスメントに該当するものだと思っております。と同時にですね、一方でですね、これはですね、これらはハラスメントに該当するかどうかの考え方判断の基準でございますけれども、職場環境、円滑にスムーズに、そしてコミュニケーション、町長が申し上げましたように、深めていくためには、お互いに、そういう基本的な知識を持った上でコミュニケーションをとっていくことが大事かと、肝要かと思っておりますので、それは双方で対応していくこと。上位職も下位職も同僚も、皆その意識の元で、職場で行動していくということが大事だと思っております。そしてですね、この点につきましてはですね、ご質問の中で冒頭のほうでおっしゃられたかと思っておりますけど、無自覚であったりすることがございました。この点につきましてはですね、何よりもですね、周知啓発というところが大事だと思っております。これまでも研修等を行ってきておりますし、この点につきましては継続的に、私どもも行っていくように考えておるところでございます。以上でございます。

●原議長

中原議員。

●中原議員

先ほどもちょっと申し上げましたように、パワハラは本人の自覚がない場合が多いということが、人事院だとか何かの文書にも出てくるんですね。それから、指導や教育などと思っている場合もあると。それから、受けた側のですね、性格等にもよると。世代にもよると。少し年食った人は軽く受け流すことでも、若い人は非常に響いてですね、しまうということがあって、これも確か総務省の文書だと思うんですが、パワハラと指導の違いなんかについてですね、事細かく、これはパワハラに該当する。これは指導に当たるんだというようなことを細かく示しておりますが、こういうものもですね、ぜひ、町長おそらく見ていただいていると思っておりますので、対策につきましてよろしく願いたいと思っております。それで、3 点目に移りたいと思っております。先ほど冒頭でも申し上げ

ましたが、総務省はですね、この問題で、3年間連続して、6月1日時点の調査を行っております。調査項目は、みんな同じなんですね。それで、なぜこんな3回も同じことを繰り返してやってるかということについて、説明じゃないんですけども、それに書いてあるのがあって、例えば、都道府県段階、それから指定都市段階は、全国で措置が講じられていると。しかし市区町村においては、なかなか進んでない。前回調査から措置を講じられた団体数が増加しているものの必要な措置が講じられていない団体が約3割あるということで、市区町村がですね、やっぱり対策で遅れてるといいますか、状況等が報告をされております。それで、私が調べまして、先ほど3年間ですね、平成2年の6月1日、それから平成3年の6月1日、平成4年の6月1日と3回、同じ項目でやってるんですが、この美郷町の報告、第1回はちょっと個表が見つからなくてですね、美郷町はどういう回答されたのか、つかめなかったんですけど、第2回目と第3回目は、美郷町が、どういう報告されたのかっていうのは、インターネット上からも取れるようになってるんですけども、この中で見ますとですね、2回目ですね、平成3年の調査の折にですね、美郷町は全部で10項目の措置義務のある項目が並べられているんですが、このうち、文書化もされていると回答されたのは、1項目だけなんですね。それは何についてかといいますと、パワーハラスメントの作為者に対しては、厳正に対処する旨の方針対処の内容を規則等の文書に規定し、管理監督者を含む職員に周知啓発していると。職員に周知啓発しているというものです。この年には、美郷町は、文書になっていないもので、最初の昨年6月には、文書化されたものはですね、1で言いますパワーハラスメントの内容とパワーハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む職員に周知啓発していると。これは、昨年6月1日時点の調査で、美郷町はこれを実施しているということになったんですね。その前の平成3年の調査の時には、美郷町はこういう項目について、対策はしているけれども、文書化はしていないという段階にありまして、これは県内ではですね、たしか津和野町と奥出雲町ですかね、が大体同じなんですけど、近隣の川本、邑南、飯南ですね。こういうところは皆、これらの問題について、対策を文書化してですね、いるという回答が、国に対して示されています。ですから、美郷町、大体私の認識がいろんなことをきちっと措置して報告されてる町だというふうに思っていたんですけど、県内の町から比べてもですね、近隣の町から比べても、これらについてちょっと遅れが見られるっていうのを私は気になりましたですね、今回の質問をしているものであります。特に、質問項目として挙げられている10項目はですね、措置義務が課せられたものでありまして、やらなければいけないと。しかも、総務省の文書にもありますように、実際によって異なるべき内容ではないと。それから、こういうふうにしたらいんじゃないかという具体的な事例もですね、これは、岐阜県の例かなんか引いてですね、具体的に示しているということですが、だから、これを、なかなか2年間に渡ってですね、これが、出せなかった事情ですね、特にこの措置の3番目にあります相談窓口をあらかじめ定めているというふうなものは、これは全職員に素早く徹底しないとイケなかったもんだと思いますが、何でこういうものが2年間も遅れてきたのか。もし経過等で、ご説明いただけるものがあれば、お願いしたいと思います。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

ご質問、文書化していなかった経緯ということと、理解させていただきます。えっとですね、調査の内容につきましてはですね、措置義務、措置義務ということですね。これらの措置については、まず、調査自体が文書化しているかどうかという視点であったかと思います。ですので、私どもの回答としてはほとんどは文書化、一体的なものとして文書化はしてないが、実施していますというふうな回答であったものが、ほとんどであったかと思います。さて、そこで一体的なものとして文書化しなかった理由につきましてはですね、先ほど申し上げました懲戒処分に関する指針等でハラスメントについての当然禁止、それになった場合は懲戒処分等がありうるものだと言ったことは文書、ある意味ばらばらの形で文書であったり、周知であったりして決めてきたところでありまして、それを、この度改めてというか、統合して一体的なものとして定めたのが、町長が答弁で申し上げましたハラスメント等防止等に関する指針ということでございます。この点につきましては、遅れたということは、遅くなっていたのが、一体的なものとして定めるのが遅くなっていたのは事実ですが、実質的に研修や、先ほど申し上げましたパンフ配布等による啓発中心ということでの取組み自体は実施していたものであります。そして、されに加えますとですね、相談窓口のことについておっしゃられました。この点につきましてはですね、改めて、この指針を定めた後に相談窓口として、総務課長それからそれを指名する職員ということで、より具体的には示しておりますけれども、小さい役所ですから人事に係る相談等につきましては、当然総務課がやるということは、ある意味組織内で共有認識になっておりますので、そういったこともあって、その時点で、一体的な文書としては、定めてなかったということが経緯でございます。以上です。

●原議長

中原議員。

●中原議員

先ほどもですね、町長のご答弁でもいただいているんですが、そうした事態が発生した場合は、人事部門の総務課を中心に、本人や相談者の意見を踏まえて慎重かつ丁寧に対応していくと、こういうふうにお答えいただいているんですが、相談するところとしてですね、国の方で示したのは人事委員会ですとか、公平委員会、そういうところを示しておりますが、なかなか総務課に相談に行くっていうのは、なかなか難しい場合もあるかと思うんですが、こういう公平委員会、人事委員会に相談できるんですよというふうな周知はしておられるんでしょうかね。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

中原議員のご質問、相談先として、内部だけでは足りない。ちょっとしづらいので、それは私ども実はですね、そう思っております、私どもも、今中原議員もご質問の中でおっしゃられた公平委員会に事務委託をしておりますので、そちらも相談先として可能だということは、周知しております。以上です。

●原議長

中原議員。

●中原議員

時間がなくなってきましたので終わりにしたいと思いますが、私は、今日の私の質問に対して町長がですね、職場に、美郷町の職場にそういうことは、現在のところを確認出来ない、それから、もし、さらに大事なことでおっしゃったのは、当然のことですが、人格や尊厳を害し、職場環境を悪化させるハラスメント行為は許されるものではなくというふうにお答えいただいてまして、これは議会の場で、町長にお答えいただいていたものですので、大変重いお言葉だというふうに思っておりますので、今後ですね、このことも大切に取り組んでいただきたい、。このように思っております。以上、全体としまして、最初に、私が申し上げましたように、町長が就任当初ですね、所信表明で述べられた組織の在り方、あるいは職員との対応の仕方、こういうものについて、私は本当に大事なことをおっしゃっていただいているというふうに思っておりますので、こういうですね、ハラスメントというような特別な問題でなくてもですね、やっぱり町民の意見や要望が町に届くと。それを受入れてそのとおりにやるかどうかは別問題なんですけども、そうじゃなくて、町民の皆さんへ要望や意見がきちんと、町長のところまで届くようにしておく、そういう職場環境ですね、職場の状況というのは、町政の円滑な運営にとって非常に大事じゃないかというふうに私は思っておりますので、ぜひ、そのところが目詰まりしないようなですね、ご配慮を今後も引き続きお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

●原議長

中原議員の質問が終わりました。
ここで午後1時まで休憩といたします。

(休憩 午前 11時 34分)

(再開 午後 1時 00分)

●原議長

会議を再開いたします。
通告4番、7番・福島議員。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

7番、福島でございます。私は通告しておりますように、バリ島マス村友好協定30周年記念事業について、町長にお伺いしたいと思います。ただ、本日、先輩議員から同様な質問がございましたので、同じことをお尋ねするかも分かりませんが、なるべくそのようなことがないように気をつけたいと思っております。その時にはお許し願いたいと思っております。本題に入ります。本町とバリ島マス村の友好協定30周年記念事業の一環として、8月16日出発、22日帰国するという、町長を団長として、40人のバリ島訪問

団が結成され、私も団員の1人と参加することが出来ました。マス村の方々の笑顔と心のこもった歓迎式典でありました。私が特に注目したのは、中高生の活動でありましたが、新聞報道、Sデジにもあったように、すばらしい活動内容であり、今回だけに終わらず、このような体験事業は、今後とも、何かと継続何回か継続を望みたいと思うような感慨深い訪問事業となったと思っております。町内電話の保留分をガムラン音楽に変更したり、公用車に30周年記念PRステッカーの張りつけ、うちわの配布、町内各種行事にバリ島マス村に関することがあれば助成するなど、町では節目の30周年の機運を大いに盛り上げています。バリ島マス村と友好協定を結んでるのは、美郷町だけと聞いており、協定から今日までの取組み経過も、この度の報道訪問にあたりまして、認識を新たにしたところでもあります。以上な経過を踏まえた中で、今回の訪問結果について、町長の現段階でのまとめ、感想をお伺いいたします。また、10月には、ユダ村長を団長として来町されるとのことでした。また、その歓迎式典をはじめ、町内視察や県関係機関への訪問などなどが推察出来ますが、現時点での日程とその内容と歓迎するに当たり、その体制づくりの進捗をお尋ねいたします。合わせて、今後、この友好協定をどう発展させていくのか、お伺いいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、福島議員のバリ島マス村友好協定30周年記念事業についてのご質問にお答えをいたします。この度のマス村友好訪問団事業の実施に際しましては、町議会からも、原議長、福島議員をはじめ、計5名の議員の皆様にもご参加をいただきありがとうございました。これまで美郷町とマス村が、30年という年月をかけて育んできた交流の歴史や成果を議員の皆様にも肌で感じていただく絶好の機会になったのではないかと喜んでおります。百聞は一見にしかず、人づてに聞かれる話よりも、よりリアルにご自身で体感されたバリ島マス村はいかがだったでしょうか。ぜひ、今回ご参加いただけなかった議員の皆様にも、バリ島や、マス村の魅力や感想をお伝えいただければと思います。先ほどの福島議員のご質問の中で一連の訪問事業の中で、特に、中高生の活動に注目をいただいたとのことでございます。ほぼ、邑智地域、大和地域半分ずつということで、今回参加しました17名の中高生、実際の訪問までに3度の事前学習を行いました。この事前学習につきましては、3つの狙いを持って実施をしております。1点目は、子どもたちに世界的な観光地であるバリ島をまずよく知ってもらうことです。初めて訪れるバリ島のことをしっかり学習してもらい、バリ島の文化や歴史を理解した上で、自分たちで主体的に訪問先を考え、計画したルートをたどってもらいました。バリ島の様々な場所で、豊かな自然や歴史ある文化遺産を自身の目や耳で体感し、またマーケットや買物といった町の中にも入り込んで、多くの刺激を受けた子どもたちからは、たくさんの驚きや感動、冒険を成し遂げて大きく達成感を感じた。成長する姿が垣間見えました。2点目は、マス村の中学生との交流です。事前にマス村の中学校とオンライン交流を行い、画面越しに自己紹介や質問を交わし、現地での再会を使っております。当日は、式典会場で再会を果たした後、お供え物「チャナンサリ」の制作を一緒に体験し、婦人会の皆さんのご指導のもと、中学生同士で協力し合いながら、終始笑顔の交流となりました。3点目は、マス村の伝統芸能を実際に体験してもらうことです。記

念式典の中で、マス村の舞踊「ルジャンマス」を村の舞踊団と共演するため、事前学習の際に、踊りの練習を行いました。式典当日は、マス村の皆さんにサポートいただきながら、サプライズでご用意いただいた衣装サルンを着用して、ステージに上がりました。中学生の中には、「ミサト・サリ」のメンバーもいて、本場の舞踊団との共演は忘れられない思い出になったようです。参加をしてくれた中高生にとって、今回のバリ島訪問は、特別な意味を持つ貴重な体験になったと思います。この経験が子どもたちの人間的な成長や世界に目を向けるきっかけになってくれることを願います。多感な時期からの国際感覚の醸成が、グローバルな社会を生き抜く原動力になると信じています。私は、今回の訪問を終えて美郷町が取り組むバリの町づくりは、今がチャンスではないかと確信をしております。これまでも、国際友好協会や町民の有志が何度も、マス村やバリ島を訪問し、草の根の民間交流からスタートしておりましたが、これまで携わっていただいた多くの人々が、この交流のご縁を紡いできていただきました。国内におきましても様々な人脈が広がり、バリに関連する美郷町のファンも確実に増えています。経済交流では、マス村からの移住者や技能実習生を受け入れることが出来ました。実習生はそれぞれの職場で、勤勉で仕事に真摯に向き合っている。職場にいないてはならない存在だ。といったような評価も高く新たな実習生も受け入れたいとお声もいただいております。静岡文化芸術大学の梅田先生とのご縁で、美郷町に結成されたガムラン楽団「ミサト・サリ」も美郷町からバリ文化を発信する活動の主軸として、町内外で活躍をされています。さて、来る10月14日には、今度は美郷町で30周年記念式典を開催いたします。式典に合わせマス村からユダ村長をはじめ、ガムランや舞踊団のメンバーである村民の方々をお招きしております。訪問団は、10月12日から16日までの5日間、町内に滞在される予定で、滞在中は、町内各地で多数の町民の方と触れ合い交流を深めていただきたいと思います。式典には、来賓として、在大阪インドネシア総領事館の総領事、福井竜夫県議会議員、静岡文化芸術大学梅田先生、追手門学院大学間中先生にご参列をいただく予定です。また、式典翌日の15日は、「バリとみさと。祭り」と題して、役場庁舎周辺で美郷町をバリ一色に染めるイベントを開催します。みさと館のステージでは、追手門学院大学の間中先生による講演、8月のマス村訪問団に参加した中高生による活動の発表、マス村からお招きした舞踊団によるバロンダンスや町内神楽団による神楽の上演、初の試みとして、美郷町のガムラン楽団と、神楽団のコラボレーション企画、ワヤンクリットと呼ばれる陰芝居が上演される予定となっています。その他、マス村伝統の木彫りやアートの実演も計画をされており、美郷町にしながら、バリ島マス村の文化や芸能に触れるまたとないチャンスとなりますので、議員の皆様にも、ぜひ積極的なご参加をお願いいたします。役場前のスペースでは、バリに関連する町内外のショップが出店をし、屋体では、バリにちなんだ郷土料理や創作料理の実演販売とバリ雑貨の販売も行われます。また、伝統衣装の試着体験や、バリの遊びに触れるコーナーも計画をされています。滞在期間中に、マス村訪問団の皆さんは、町内外の視察や訪問を予定されています。町内視察は、邑智小学校で授業視察や児童との交流を行い、大和中学校では、ガムラン演奏を通じた交流を予定しています。ファームサポート美郷の圃場では、技能実習生の実習の様子も視察をしてもらいます。マス村は、ごみ処理問題に関心を持ちますので、昨年、新規稼働した川本町の邑智クリーンセンターの見学も予定をしています。また、松江市に足を運び、島根県庁で、松尾副知事を表敬訪

間をしたり、今年度の30周年記念事業全般の後援をいただいている山陰中央新報本社を訪問したりする予定としております。今年度、友好協定30周年記念事業の実施に当たりましては、庁舎内で、課を横断したプロジェクトチームを立ち上げ、一定の事業の計画立案を行っています。私もミーティングに参加をし、随時、情報共有を図るようにしております。バリ島訪問からの帰庁以降、10月の記念式典の準備を、現在、水面下で進めていますが、現在は訪問先や視察先等、関係各所への連絡調整を行っているところです。なお、今回のマス村訪問団の来町に合わせまして、都賀本郷地域では、主体的に地域を挙げて歓迎会を企画され、地域全体でおもてなしをされる予定だとお聞きもしております。先日のマス村訪問時には、村を挙げて熱烈的な歓迎をいただきましたので、我々も、出来る限りのおもてなしをしたいと考えています。ぜひとも、議員の皆様のお力添えをお願いいたします。今回のマス村訪問で、私とユダ村長は、今後も末永く友好関係を続けていくことをお互いに確認をしています。美郷町としましては、このご縁をもとに、今後も技能実習生の受入れやマス村が得意とされる観光等のノウハウを学び、滞在人口、活動人口の増加につなげていきたいと考えています。また、マス村が課題とされているごみ問題につきましては、美郷町のごみ処理方法や、分別のノウハウを提供するなど、お互いに得意な分野の情報を交換することにより、引き続き、お互いの町村の発展につなげてまいりたいと思います。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

詳しい説明ありがとうございます。4点ばかりお聞きしたいなと思っておるんですが、まず中高生の件でございます。中高生でございますが、るるご説明がございましたが、非常に貴重な体験をしたんじゃないかならうかと思えます。特に、飛行機に乗った者が全員じゃなくて、何人かが初めてだということはもちろんのこと、パスポートを持ってですね、海外行くというような経験したものは、大人でもなかなか少ない中で、子どもが親元を離れてよう行ったもんだっていうような気もされておりますが、中にはパスポートを1回なくしてですね、大わめき声をして、探しとった子も見かけました。本当に大変なことだった。本人にとっては大変だったと思えます。そのような経験も非常にまた失敗も大きくなってからも、本当いい経験になっていくんじゃないかならうかと思えます。私、特に感心したのが向こうの子どもたち同士で、事前にテレビで会話したりとか、なかなか難しいところですが、それもやりながら、婦人会の皆さんと一緒にあって、何か組んだり、お供え物のあれを作ったところを見させてもらって、わからんところは、お互いに手をどうやってっちゅうか、それまで時間がちょっとかかったみたいだったのですが、見とったら、でも、ほほ笑ましいなと思いつつも、その言葉やら通じなくても、うまくできるもんだなあ、さすがだなあというようなことを見させてもらいました。非常にその人生にとって非常に経験が、いい経験が出来たなと思っております。このような体験をですね、今回の30周年事業だから出来たんだらうと思うんですけども、今後も、そういう、このような事業をですね、続けていくお考えはあるのかなのか、お伺いしたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ありがとうございます。私も、福島議員と全く同感でございまして、子どもたちが、異文化に触れて積極的に行動して横で見てもたくましく、本当に目に見えて成長しているのが非常にわかりました。ショップで、値切り交渉をやってみたり、写真を、外国人に撮ってくれっていうふうに、多分、英語でしょうけども言ってみたりという経験は、やはり、なかなか多感な時代には、貴重な経験、特にこういう美郷町のように、なかなかそういう機会がないところでは貴重な経験だったんじゃないかなと思います。合わせまして、大和地域と邑智地域の子どもたちが半々でございまして、これをシャッフルしてグループ分けもしました。そうすると、やはり子どもたちは、もう大和も邑智も関係なく仲よくなってくれています。やはり大人が邑智だ、大和だって言ってる場合じゃないなっていうのも合わせて私も感じました。どうしても2つしかない地域で、保育園から小学校から中学校まで同じ人の中で上がっていくっていうのではなくて、やっぱり町全体として中学生同士が触れ合うというふうな機会も重要じゃないかなというふうに思ったところです。それで、ずばりご質問いただいたんですが、おそらくこれ5年に1回ではなくて、こういうものを例えば毎年とか、そういうふうなことが出来ないだろうかというご質問だと思います。正直どうお答えしようか、今でも迷っております。というのも、予想した以上に、子どもたちにとっては非常にいい経験を積んでもらったんだろうかなと思いますので、やって良かったかなと思います。ある調査によりますと、公立の中学校で、海外に修学旅行行ってる割合という調査がありまして、コロナ前の2019年でしたかね、全国の公立中学校の中で、0.2%しかないんです。中国地方では、ゼロということですので、多分、中学生の段階で、こういうふうに海外にこういう貴重な経験をみんなで行くということが、ほぼないという中では非常に意義があるんだと思います。ちなみに、高校生の修学旅行では大体1割ぐらいは海外に行かれてるそうです。それで、検討するに当たっては2つあるかなと思ってます。1つはお金の面ですね。今回、1人当たり大体30万円ぐらいかかっております。自己負担を5万円、子どもたちにお願いしましたので、1人当たり25万円。1学年当たり30人ぐらいおりますので、例えば中学3年生フルに30人対象にしましたら、それだけで7、800万円ぐらいかかります。それと、高校生とは違って、やはりまだ義務教育で、子どもですので、引率をしっかりとっていかなくちゃいけないと思います。今回も、それぞれのグループに役場職員2人ずつ、付けまして、また、旅行会社による添乗員もついていっておりますので、こういった引率の人間もしっかりついていかないと、不慮の事故が起こってはいけませんので、そういうことを考えますと、おそらく予算的には1000万円規模ぐらいのものを想定しなくちゃいけないのかなというお金の面が一つでございまして。それと、この同行、引率をしっかりとらないと、実は中学校の修学旅行聞きますと、やはり2泊までっていうところがルールとしてあるみたいでして、そういう面もありまして、なかなか海外への修学旅行というのは、ほとんど行われてないと。それと先生方が、ついていかなくちゃいけないので、これもかなり大事で、負担もかかるということかと思っておりますので、お金の件と、この同行、引率という県のこの2つが、大きく考えなくちゃいけないところかなと思います。ちょっとここで、私自身、考えがまとまっておりますので、貴重なご意見として承って、今後検討させていただければと思います。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

今、確かにお金もかかると思いますし、引率の方にもお金がかかると思います。そこで、自分としては思うんですが、5年ごとの今後も継続されるならば、ずっとその5年ごとに1回やるのか、あるいは小人数、その引率が1名ぐらいで済む規模といえど3人までぐらいですか。そのぐらいの分を募集して、毎年やるとかいうような形でもどうだろうかと思って見て、是非ともですね、これからの時代を生きていく子には、そういう強いものを持ってもらいたい。世間を知ってもらいたい。世界に羽ばたいてもらいたいというような気持ちから、そう思っておりますが、いかがでしょうか。もう一度お願いいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

大変ありがとうございます。今回、中高生を連れていくということにしましたのは、私の強いお願いで、こういうふうな形をとらせていただきました。やはり、これからの時代、国際感覚というのは必須だと思っております。インターネット等々ですぐに世界とつながる時代にもなりました。日本という国は残念ながら人口が減少していくので、東京が中心ではなくて東京も世界から見ると二流都市、三流年におそらくなっていく。やはり世界に直接、出かけていくという体験は非常に貴重だと思います。また、環境問題ですとか、戦争とか貧困という、世界中の人が一緒になって考えなきゃいけない。こういうものも、やはり国際感覚が必要じゃないかなと思っております。国際感覚ってというのは、何も英語ができることが国際感覚ではないと思います。やはり、異文化を理解して、正しく相手を尊敬しながらもつき合っていくと。これが国際感覚の第一歩ですので、こういう草の根の交流ができる町というのは、他にもほとんどないと思いますので、そういう意味では、議員おっしゃるように、貴重な体験だと思います。それでちょっと答えが言いづらいんですけども、いろんなことも含めまして、少しお時間をいただいて、検討させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

●原議長

福島議員。

●福島議員

非常に難しいということは分かりました。それで、ここの先輩議員の中でも青年の翼とかいうことで、ヨーロッパへ1カ月近く行かれた方もいらっしゃいますし、邑智郡の事業で、アメリカへ行った子もおりますし、そういうこともございますので、また、そういう制度とかいろいろ探していただいても、何とか、道が開けるようお願い、提案をさせていただきたいと思っております。次に移らせていただきまして、今回の訪問を受けまして、町長のマス村に対する思いよく分かりました。非常にどう言いますか。国際感覚と、先ほどから出ておりますけど、そういう形でのもの、そしてバリとマス村の人々たちの温かいおもてなしを通じて、またそういう交流を続けていくユダ村長との話合

いも、続けていくということで、非常に理解が出来まして、すばらしいものだと思います。こういうお考えの方であると思うんですが、これが多くの人たち、特に、活動人口や関係人口に関わって来てるのではないだろうかと思います。実習生のこともありますし、梅田先生とかいろいろありますが、このバリを通じて、そういう人脈が出来たというのもすばらしいなと思っておるところでございますが、それと、ちょっと、その分の今の実習生のことについては、また後段で述べさせていただくことといたしまして、訪問団で、今度お見えにいただくわけですが、私もお案内いただいたり、明るく日にはこの「みさと。祭り」ですか。そういうので、マス村バリ一色ということでよくわかりましたし、心配しとったのも、実は大変失礼なんではあります、もうこういった時、あれだけの地域の方々が、子どもから大人まで集まって、非常に歓迎していただくということで、美郷は大丈夫だろうか。どこまで準備出来てるんだろうかということで質問させていただいたわけですが、こがあな立派な計画が出来てるとは存じませんので、大変あれだったとなと思ってしておりますが、非常にステージにおきましても、また、玄関前の駐車場におきましても、色々お祭り一色ということで非常にすばらしいんではないかと思っております。そのことなんですけども、それでまたこの式典については、大安心をまずさせていただきました。ユダ村長さんがお見えになって、ゴミやら、いろんなサポート美郷をお回りなるわけですが、向こう、向こうと言ったら大変失礼ですが、村長さんもいろんなところ参りたいというようなご希望に応じて、そういう計画立てられたんでしょうか、どうでしょうか、お伺いいたします。

●原議長

番外、企画推進課長。

●行田企画推進課長

ただ今の福島議員のご質問にお答えいたします。訪問先につきましては、先月、マス村を訪問させていただきまして、村長様、議員様ともご歓談させていただいた際に出てきましたマス村の課題というところで、先ほどから出ておりますごみ問題というところにお関心を持つということですので、そういったところも候補に入れさせていただきましたし、町民の皆さんとの交流を図りたいというところもありましたので、小学校ですとか中学校の方にもご訪問いただきまして、ガムランの演奏ができる方も、マス村からの訪問団のメンバーの中にもいらっしゃいますので、そういったガムラン演奏などを通じて、子どもたちにもまた、新たな出会いをしていただければというところもあります。プロジェクトチームの方が、いろいろ工夫をしまして、一応訪問のコースにつきましては、計画をさせていただいております。以上です。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

次に町長がユダ村長と、今後も、友好関係を続けていくという強い表現をされておまして、当然のこと、もうあれだけ惚れられとれば当然のことだとは思いますが、この中において、ずっと友好関係を続けていくということでもありますけれども、この間の決算の時も質問いたしましたけども、サポート美郷ですね。あそこ人員が足らん。人員が足らんから、だからうまくいかないっっちゃう話もありましたし、今、2名の方が来て

いただけてますけども、これもやはり滞在年数も決まっておりますし、年次計画というのを立ててですね、きちっとこう、せっかく、協定みたいなものがあるわけですから、そういう形を、また一步進めていただいて、ファームサポート美郷に来ていただくというようなことにはならないかと思うんですが、いかがでしょうかお伺いいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

大変ありがとうございます。今まで30年行ってきた基本的には草の根の交流、民間交流っていうのが、ベースに当然あるんですけども、先ほど申し上げましたように、経済交流ですとか文化交流ですとか、幅が広がってきていると思います。この技能実習生のところは、経済分野だと思っておりますけども、やはり、マス村に行っていたので、よくお分かりのように向こうは若者がたくさんいて、どんどん人口も増えてくる。その代わり、人によっては、なかなか給料というかですね、経済面で恵まれない方もたくさんいらっしゃる。美郷町は逆に高齢化が進んで人が本当にいないと。高い給料を東京のように払えませんが、水準的に見ると、しっかりした給与も払えるし生活面でも、町民の方が、ボランティアでもいろいろ支えていただいているという面では、お互い補完できるような理想的な関係だと思います。技能実習生につきましては。今、議員ご指摘のようにですね、ファームサポート美郷につきましては、今日の話とは別ですけども、農業の立て直しでは中心的な組織がファームサポート美郷になろうと思えます。この機能強化、また、議会で近いうちに、農業の立て直しの方向性につきまして、またお話をさせていただこうと思っておりますけども、やはり人がいないと、いろんな取組みが出来ませんので、そういう意味では、今おっしゃったような、ファームサポート美郷への技能実習生を増員して来ていただくというところは、私も方向性としては大賛成でございます。実はユダ村長とも、そういうふうなことになるなら、協力をお願いしたいということで、全面的に、それはユダ村長も、一緒にやりましょうというふうには言わせていただいております。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

少し話が、飛ぶかも分かりませんが、行政報告でも今回のことすごく詳しく報告をいただいとって、今回の質問をちょっと迷った、出した後ですので、どがあにもならんことですが、それで、あの時、行政報告の時にも県知事ですか。県の副知事とバリ州の知事さんにも会われたということでしたけども、農業部分の水稻では、日本がちょっと勝ってるかなという印象を受けましたけども、向こうの花づくりとか野菜づくりとかいうものを非常にすごいなという感じ、どこ行っても花がきれいな花が飾られていたり、いただいたりしたわけですが、そういうようなことについて、また、技術提携とか、そういうような話合いを、今後続けていくような計画とかいうものはございませんか、お伺いいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ありがとうございます。チャレンジングな話になると思いますけども、今議員がおっしゃったようにですね、バリの町づくりをする中で、バリの野菜、花、木こういったものを美郷町で栽培をして、特産品化が出来ないかというふうに思っております。そのために、今回州知事とか、県の副知事とかにもお会いした時にそういうふうな考えはどうだろうかと、単刀直入に申し上げまして、そうすると、お二方偉い方々からも、全面的に協力するよと。もちろん技術的な面が必要だしという話も聞きましたし、もともと何の野菜か忘れましたが、もともと日本にある品種をバリに持ってきてバリで普及したようなものもあるんだよと。それとバリ島の中に、最近出来た新しい大学の中で農業分野の部門の大学の部門が出来たそうでした、そこは先ほど、箕根議員のところで申し上げましたように、農業にもバリ州として力を入れていきたいと、こういうふうな趣旨で、大学の学部学科も出来たようです。ですので、いろんな形で技術的な支援もいただきながら、例えばファームサポート美郷で、実験栽培のような形をバリから来た技能実習生と一緒にですね、野菜だとか、私自身は、州知事に会うのとはまた別の日にですね、朝4時に起きまして、向こうの市場に行きまして、野菜を見たり、あと植木屋さんがばーっと並んでるような通りがありましたので、そこまで出かけて行ってどんな花があるのかというふうなことも見させていただきまして、現地も確認いたしましたので、ぜひともファームサポート美郷で、バリの花、野菜、木、こういうふうなものが、施設栽培になるかと思っておりますけども、チャレンジをしてみればこれが特産品化できればですね、美郷でしか提供出来ないような農業の一つの柱にもなるんじゃないかなというふうに思っております。今のご質問に対しましてはですね、今、確実にそれができるかどうかというのをやってみなきゃわからない部分があるんですけども、ぜひチャレンジをしてみたいなというふうに考えております。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

これは質問でも何でもないことなんですが、帰りの飛行機の中、成田に着陸して、さあ降りようかというところだったんですが、私の隣の席の女性からですね、残念ながららびごう町と呼んでもらうてなんですが、みさとですっちゅう話をしたら、ああそうですか。大変失礼しましたということで、美郷町は、どうしてマス村とこう仲がいいんですか。友好を結んでおられるんですか。どんなことなんですか、どういうことなんですかというようなことを聞かれてですね、自分で間違っただけを言っちゃいけないので、正しくはということで、職員の方に代わって説明していただいたんですが、どう言っているんですか、ようそんなとこまでご存じだなという女性がいらっしやっただけを伝えておきます。以上です。以上で終わります。

●原議長

福島議員の質問が終わりました。

通告5、1番・西原議員。

●原議長

1番、西原議員。

●西原議員

1番、西原です。私は、こども政策の新展開を望むというテーマで、通告させていただきました。それでは、質問させていただきます。今年の4月より、こども家庭庁が発足し、こども基本法が施行されました。内閣官房こども家庭庁設立準備室作成のこども基本法説明資料によれば、この法律は、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組みや政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務との理由で制定されています。そこで、美郷町における子どもの意見を尊重したまちづくりについて3点質問いたします。こども基本法の基本理念について、第3条には、全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、事故に直接関係する全ての事項に関して、意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが定められています。1点目、美郷町では、こども基本法が施行されることにより、町政への影響という点において、どのように理解し、認識されていますでしょうか。2点目、こども基本法に基づき、美郷町では、子どもの意見を尊重したまちづくりを進めていく計画がありますでしょうか。もしあるのであれば、具体例として、子どもの意見を反映した施策の実施、子どもが安心して暮らせる環境の整備等について、お答えいただくとありがたいです。3点目、子どもの意見を尊重したまちづくりを進めていく上で、どのような課題や困難があるかについてもお答えください。子どもは自身を含め、私たちの未来を担う社会的な存在でもあります。子どもの意見を尊重したまちづくりを進めることで、子どもたちが健やかに成長し、未来を切り開いていく力を育むことが出来ます。また、主権者である子どもに対して、1人の人間として、子ども時代がら、地域づくり、社会づくりに関わることで、ふるさとに対して、我が町の意識を醸成し、人口減少対策の大きな足がかりにつながります。美郷町において、子どもの意見を尊重したまちづくりがより一層進むことを期待しています。以上です。

●原議長

番外、教育長。

●阿川教育長

西原議員のこども政策の新展開を望むについてお答えをします。こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。この法律では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とし、差別の禁止、子どもの最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、そして、子どもの意見の尊重という子どもの権利条約4のつの原則を踏まえた基本理念を掲げています。そこで、議員お尋ねの1点目のこども基本法が施行されることにより、町政への影響という点において、どのように理解し、認識しているかについてです。こども基本法第11条において、国及び地方公共団体に対し、こども施策の策定、実施、評価に当たっては、その対象となる子ども等の意見を反映させるために、必要な措置を講ずることを義務づける規定が設けられています。こどもも社会の一員であるという認識のも

と、同条を踏まえ、子どもからの意見の聴取及び施策への反映に取り組んでまいります。ここでのこども施策とは、非常に幅広く、子どもの健やかな成長に対する支援等を、主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など、幅広い施策が含まれると理解しています。これらの施策に関して、子どもの意見を聞く場合には、具体的に意見聴取のテーマをどのように設定するか。また、どのような手法で、どの程度の頻度で意見を聞くか。などについては、今後、個々の施策の目的等に応じて、こどもたちの声や反応を踏まえつつ、取組みを進めてまいりたいと考えます。2点目のこども基本法に基づき、美郷町では、子どもの意見を尊重した末、まちづくりを進めていく計画があるのか。もしあるのであれば、具体例として、子どもの意見を反映した施策の実施、こどもが安心して暮らせる環境の整備等についてお考えをいただきたいについてお答えします。現在、国において、年末を目途にこども大綱を策定中です。また、こども基本法第10条第2項では、市町村は、こども大綱、都道府県計画を勘案して、当該市町村におけるこども施策について計画を定めるよう努めるものとして規定しております。ご質問のこども基本法に基づいた子どもの意見を尊重した町の計画は、現時点ではございません。一方で、こども基本法第10条第5項では、市町村こども計画は、子ども若者育成支援推進法、こどもの貧困対策の推進に関する法律、その他法令により、市町村が作成する計画で、こども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができるものと規定しております。現在、こども施策に関する事項を定めている町の計画として、子ども・子育て支援法に基づく、第2期美郷町子ども・子育て支援事業計画を策定しております。この計画は、令和2年3月に策定し、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間の計画としており、来年令和6年度に見直しを行う予定です。この見直しを行うにあたり、こども基本法が定める市町村計画の内容を盛り込み、一体的な計画として策定したいと考えております。また、計画策定の際には、子どもや子どもの養育者から幅広く意見をお聞きし、施策に反映したさせていきたいと考えております。3点目の子どもの意見を尊重したまちづくりを進めていく上で、どのような課題や困難があるか。についてです。現在、美郷町の小中学校4校では、心の中に、しっかりとした、ふるさと美郷を持つ子どもの育成を基本目標に掲げ、ふるさと教育に積極的に取り組んでいます。ふるさと美郷を知って、感じて考えることにより、美郷が好きだと、迷いなく言える子どもや、自分にも地域を変えることができると思っている子どもの姿を期待しています。令和5年度全国学力学習状況調査において、地域や社会をよりよくするために何か見してみたいと思いますか。の質問への中学校3年生の回答結果として、73.4%の生徒が「当てはまる」や、「どちらかといえば当てはまる」と肯定的な回答をしています。これは、島根県全国平均値よりも10%以上高い結果となっています。このことから、美郷町では、子どもの意見を尊重したまちづくりを進めていく上で、子どもたちの意識や意欲は、ふるさと教育を通じて高まってきていることが伺えます。そこで、どのような課題困難があるか。ということですが、1番の課題は、こども基本法の施行や法の趣旨等を知らないことだと考えます。まずは、当事者の子どもやその保護者、教職員への周知に努める必要があります。それらの取組みを通じて、全ての町民が、子どものことを考え、施策に協力し、町民総出で子ども真ん中社会の実現に取り組んでいくことが必要となってきます。次に、子どもの意見をどのように反映するか。また、聞いた意見は全て反映しなければならないのか。聞いた意見の反映につい

て、子ども・若者にどのようにフィードバックするのかといった課題がまず考えられます。その対応として、例えば、聴取した意見については、会議等で施策を議論する際の資料として提出、報告し、参考にすることが考えられます。聴取した子どもの意見を実際に反映するかどうかについては、当該施策の主たる目的、子どもの年齢や発達段階や何より実現可能性の考慮要素と子どもの意見とを比較衡量し、子どもの最善の利益を実現する観点から、合理的に判断されるものであり、検討の結果、子どもの意見とは異なる結論が導かれることがあると考えます。いずれにしても、個々の意見全てについて、逐一对応を示す必要はないと考えていますが、要約された意見・提案等については、意見を反映した今後の検討課題とするなどの対応について、分かりやすく示さなければならぬと考えています。また、子どもの意見を聞く大人も、子どもの権利を認めるに当たり、子どもであっても1人の人間として信頼し、対等に接することが求められると考えます。しかし、その意識にはまだ課題があると考えます。だからこそ、子どもに関わる全ての大人が当事者である子どもの考えや意見を述べる場をしっかりと確保して、耳を傾けていくという姿勢を示すことが大事であると考えます。子どものことは子どもなしで決めないとの意識の醸成が求められていると思います。

●原議長

1番、西原議員。

●西原議員

ご答弁いただきました。それでは質問させていただきます。1点目の質問のお答えの中にですね、令和6年度に計画を、美郷町の教育関係の計画を見直すというお答えがありましたけれども、その見直しを行うにあたり、子ども基本法が定める市町村計画の内容を盛り込んで、一体的な計画として、また新しいものをつくり直すというご答弁がございまして、非常に前向きな姿勢を聞かさせていただいたもので、評価したいと思うんですけども、その続きで、計画策定の際には、子どもや子どもの養育者から幅広く意見をお聞きしというふうにお答えがあったと思うんですけども、具体的にはどのような方法で、意見を徴収されるつもりでしょうか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

西原議員のお尋ねにお答えをいたします。答弁の中の2点目でお示しをしております第2期美郷町子ども子育て支援事業計画、こちらにつきましては、役場庁舎内で申し上げますと、組織的には健康福祉課が主体的に関わって策定をした事業計画ではございますが、今般、子ども基本法に基づいた、その意見聴取、また、その意見をどう施策に反映していくのかというお尋ねでございますので、まず私の方からお答えをさせていただきます。まず、この意見を幅広く聞く姿勢といいますか、聞く手段、方法というところになるかと思えます。その部分について、まずは、こういった基本計画等策定の際には、必ずパブリックコメント、そういったものを求めることとしております。ですから、その際に、この子ども基本法の理念に基づきますと、子どもや若者を対象としたまずパブリックコメント、これを実施をするという一つ、手法があらうかと思えます。また、具体的に計画策定の際の審議会ですとか、色んな住民の意見、また懇談会等、そう

いった場面で、従来は、大人の方が主とした、構成員になっていらっしゃるところですが、そういった委員等へに対しましても、子どもや若者が参画をするということを検討する必要、そういった手段も考える必要があるかと思っています。また、最近の子どもたちが、自分たちの意見をいろんな形で述べる、訴える、そういった手段として、子どもや若者にとって、より身近な SNS 等を活用した意見聴取、そういったことも必要ではないかと考えておるところです。そういった直接意見を聞く仕組みや場づくりというところも、あろうかかと考えているところですが、また、我々役場職員も、当然、地域に出かけたり、また、子どもたちと接したり、普段生活の場でも、住民の方と意見を交わす機会が多分にあるところですが、我々行政の職員も、子どもたちと直接向き合って、子どもたちの意見等を聞く、そういった手法等が考えられるのではなかろうかというふうに思っております。一連の法そのものは、この4月1日に施行されているところですが、今後、国等におきましては、「こども大綱」またそういった意見聴取にかかるガイドライン、そういったものも示される予定があるようでございますので、また、そういった慣例、通知、資料等に基づきまして、より具体的に、子どもたち、子どもや若者の意見聴取、その手法、方法等を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

●原議長

1 番、西原議員。

●西原議員

非常に具体的なお答えいただきましてありがとうございます。パブリックコメント、子ども対象にということで、後ほど国からガイドラインが示されるということで、それに従って取り組まれると思うんですけども、パブリックコメントというのは今も、町のホームページ等でですね、募集されている取組みではありますけれども、子どもさん対象にパブリックコメントを徴収するというのは、具体的には、どんなことを想定されますでしょうか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

一つの手段としてのパブリックコメントということではございますが、また具体的なパブリックコメントの取組み方法といたしましては、例えば、美郷町内の子どもたち、今回子ども基本法は、若者、年齢の縛りってというのが基本的にないので、子どもや若者という表現になっておりますが、今、その町内の子どもたち、特に義務教育期間にある小学校、中学校の児童生徒さん、彼ら、彼女たちには1人1台のタブレットといったものも配備をしておりますし、今、自宅への持ち帰りといった取組みもしているところです。そういったタブレットという媒体を通じてですね、直接的に子どもたちの意見を聞く、聴取するという手段も物理的に可能ではないかというふうに対一の関係性といえますか、そういった取組みも考えられるのではなかろうかと思っていますところですが、

●原議長

1 番、西原議員。

●西原議員

なるほどタブレットということで、ICT教育のメリットという部分でもですね、そういう使い方があるなというふうに、改めてちょっと感心した部分でございます。続いて、役場職員が直接向き合って意見を聴取するっていう、お答えがあったんですけども、ちょっといまいちイメージがわからないんで、もう少し具体的にお示しいただければと思います。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

失礼いたしました。我々役場職員は役場の職員であると同時に地域住民の一人でもあります。やはり、仕事を通じた業務の関係性の中で、子どもたちに接する機会、教育委員会ですので余計にあるのかもしれませんが、そういった場、学校現場にお邪魔をする機会もありますし、先生方と意見交換をさせていただく機会もありますし、例えば教育長は毎月定例の校長会、私は、教頭会議に出席をさせていただいたり、そういった直接伺って、いろんな子どもたちの意見を聞かせていただく機会もたくさんございます。また、それだけではなくして、自宅に帰って、地域住民の1人として、やはり地域ごと、いろんな子ども達の関わりの事業、連合自治会組織、公民館単位でお取組みをいただいています。そういった地域行事等にも積極的に、子どもを連れて参加をすることで、そういった機会を通じてですね、色んな保護者さんのお話を聞く機会もありましょうし、子どもたちのいろんな声を聞く機会があるのではなかろうかという思いで、行政職員もという答弁をさせていただきました。

●原議長

1番、西原議員。

●西原議員

非常に分かりやすいお答えでいただきまして、ありがとうございます。それでは、次の質問に移らせていただきます。私からの3点目の質問についての答弁の中に、ふるさと美郷を知って感じて考えることにより、美郷が好きだと迷いなく言える子どもや、自分にも、地域を変えることができると思っている子どもの姿を期待していますというお答えがございました。この自分にも地域を変えることができるんだと思える子どもの育成のためにですね、具体的に、子どもたちが行動できるための指導や教育、働きかけというのがもう少し必要ではないかと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

お答えをいたします。本町のふるさと教育でございます。小学校1年生から中学校3年、義務教育9年間をかけて、町内あらゆる地域での取組み、特色ある取組み、そういったことを学ぶ機会が、子どもたちには恵まれた環境が整っているところです。そういった地域の素材であったり、地域の特色を学ぶことによって、一番この学習指導要領等の中でも肝心な部分、謳ってありますのが、学んだこと、知識を得たこと、それを自分

自身の中で理解したことを、自分の言葉で、発言しといたしますか、自分の言葉で相手に理解してもらうことに努めるといたしますか、そこに趣を置いた学校現場での各取組みが、なされているところだと認識をしております。そういった授業の中で、地域の特色を学び、地域の歴史を学び、その学んだことを、じゃあ、それをどう、例えば家に帰って、自分の両親や、家族の方に伝えるのか。また、そこから、自分だったら次こういった考えが浮かんでくるんじゃないか。そういった取組みっていうところが、美郷町内では、積極的に行われているというふうに理解をしているところでもございます。少し、答弁が長くなって申し訳ないんですが、今回、西原議員からの一般質問の通告をいただきまして、学校現場でも少し特色ある、そういった取組みっていうところをお聞きをいたしました。私も認識不足だったんですが、小学校6年生の国語の授業の中で、町の幸福論を学ぶ授業があるようです。これどうも、毎年10月ぐらいに、その単元といたしますか、学ばれるようなんですが、例えば、昨年度の大和小学校さんは、その町の幸福論を学び、その後に、自分たちで学んできたこと、町の取組みを学んできたことに対して、町に政策提言するプレゼンを、実はどうもされているようです。6年生の児童さん。少し、ご紹介をさせていただければと思うんですが、大和小学校さんでは昨年度、3つのテーマが掲げられたようです。1つが、ごみを減らす取組み、これ具体例としては江の川のごみ拾い大会であったり、捨ててあったごみを使って工作を作ろうとか、そういったプレゼンがなされたようです。2つ目のテーマといたしましては、観光客を美郷に呼び込む取組みということで、インドネシアバリ島の取組みであったりだとか、食であった部分、そういったところですか、大変貴重なご意見としてのプレゼン内容としては、都賀大橋にバンジージャンプができる、それで観光客を呼び込もうといったプレゼンも行われたというふうに伺っております。3つ目のテーマでは、空き家対策への取組ということで、古民家をカフェに改修をして、自分たちもそこに関わっていきたい。そういったどうも積極的な、その町の幸福論という授業を経て、町の、今後自分たちの取組み、そういったことを、授業の中で発表されたというふうに伺っているところですか。少し、ご質問の趣旨からはそれたやもしれませんが、そういった学校現場では、取組みがしっかりとされているというところのご紹介でございました。

●原議長

1番、西原議員。

●西原議員

私の想定をはるかに超えたあれですね、主権者教育といたしますか、そういった部分が、国語の授業で進められているという。今先ほどの答弁の中にも、本日出てきたいろいろ人口減少対策のですね、ヒントになるようなものですね、ごみを減らすのを大会にするっていう、そういう競うっていうような取組みとかですね、都賀大橋のバンジー観光とかですね、規模は、いろいろ規模やらやり方はあるかと思いますが、そういった橋を使う。確かに、橋多いですからね。美郷町。そういったものを使ってっていうのは、なるほどなというふうに、空き家カフェについても、なるほどなというふうに、まだ今まで、美郷町ではない取組みというのを子どもたちが発見しているということで、非常に参考になるお答えありがとうございました。それでは、3点目の質問に移らさせていただきます。そうですね、令和5年度全国学力学習状況調査、これ、いろいろ県知事等ですね、小学校6年生の算数ですか、についての、取り上げられているものですね

れども、それについてのアンケート部分の答えについて、地域や社会を良くするために、何かしてみたいと思いますか。の質問について、そういうふうにしたいと当てはまると。またどちらかといえば当てはまるという肯定的な回答が、県や全国よりも10%、10ポイント以上、高い結果となったと。美郷町の子どもたちはというふうな答弁がございましたけれども、その質問のもう一つ前の質問がですね、実は、地域行事に参加したことがあるかというような質問だったと思いますけれども、その質問について、美郷町は、県や、全国と比べて、どれぐらいのポイントだったかというのが分かれば、お答えいただきたいと思います。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

お尋ねの件でございますが、今住んでいる地域の行事に参加しているかという質問項目でございますが、肯定的な回答、当てはまる、どちらかといえば当てはまるその合計ポイントが、53.3ポイントございます。これ中学校3年生でございますが、53.3%、ちなみに、お尋ねの、島根県平均、全国平均というところでございますが、島根県平均が39.9%、これも約14%の開き、そして、全国平均でございますが、全国平均は、38%という状況でございますので、議員お尋ねの地域行事に参加しているかというところにつきましても、県平均、全国平均よりも、上回る平均を上回るポイント数ということになってございます。

●原議長

1番、西原議員。

●西原議員

何でこれを聞いたかといいますとですね、頭の中で思っているっていうのと、実際に行動しているっていう部分が、どれぐらい差があるのかなというふうなところを、ちょっと知りたかったもので、お伺いしたんですけれども、頭の中の思いと、実際、そういうふうな地域活動に参加しているっていう、そういう行動っていうのが、リンクしてるんだなっていうふうなことが分かったので非常に多かったです。ありがとうございます。それではですね、4点目の質問ですね。答弁の中に、その子ども施策を進める上で、困難や課題があるかということについてのお答えで、1番の課題は、子ども基本法の施行や、法の趣旨等を知らないことだというふうにお答えがありまして、私も本当にそのとおりでなと思っております。私もあの、このたびの質問をする上で、この子ども基本法というものを、知ることになりましたけれども、なかなかメディア等ですね、この子ども基本法についても、4月1日から施行されているんですけども、なかなか報道されていないということが、あると思います。ここら辺は、メディアの方おられますけど、メディアの方の、ちょっと情報発信不足かなというふうにですね。思ったところでございますけれども、その続きで、当事者の子どもやその保護者、教職員への周知に努める必要がありますというふうにですね、答弁いただいたんですけども、その保護者っていう部分に関しては、これは子育ての部分にも関係してくるのかななんて思って聞かさせていただいたんですけども、保護者や教職員への周知の方法っていうのは、いつどのように周知される予定がございませうでしょうか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

お尋ねの件でございます。今具体的にこういったスケジュールで、その対象者ごとにこういった方法で、この子ども基本法ということの理解周知に努めていただくのかというところは、協議段階でございます。ちょうど学校現場では、今週、今月は修学旅行ですとか、職場体験ですとか、また運動会のシーズンでもありますので、校長会、教頭会等の議論を経てですね、この来月以降のところ、少しより具体的なその方法というところを、管理職の先生方と協議を進めてまいりたいというふうに思っております。ただ、その際、先ほど再質問の中での答弁で冒頭述べさせていただきました。この国の大綱ですとかガイドライン、この内容というのも正直なところを踏まえさせていただいた上での動き、周知活動といいますか、そういったところも検討したいというふうに考えておるところでございます。

●原議長

1番、西原議員

●西原議員

国の大綱がまだ定まってない中で、そして、国の大綱が定まってから、県の子ども計画、そしてそれを受けての、市町村の子ども計画の策定、経過の中でのガイドライン等が示されて、具体的なアクションが行われるという理解をさせていただきました。それでは、次の質問に移らせていただきます。答弁の中に、確かに子どもの意見を聴取することは大事であるけれども、何でもかんでも受け入れるのではなくて、子どもの年齢や発達段階や実現可能性といったものを考慮して、合理的に判断するっていうのは、全くそのとおりだと思っておりますけれども、それに縛られて今までどおりだと、全く何も変わらないということでございますので、そういった合理的に判断する時点での判断方法、またルールづくり、そういったところが、子どもの人権が侵害されないように、細心の配慮が必要かなと思っております。そういうルールづくりの時点で、細心の配慮が、必要というふうに私は考えるんですけども、その点についてどうお考えでしょうか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

議員お尋ねの件でございます。今回のその子ども若者の意見聴取というところ、この中で議員お尋ねの部分と合わせて、やはり、私が一番大事だなと考えていますのは、いただいた意見をどう組織なり団体の中で、意見もを吸い上げる、意見をその中で議論をしたのか、検討したのか、そしてこういった結論を導き出したのか。今までは、どちらかというところ、意見を聞きっぱなしで終わる機会が多く、それが最終的な、何か町の基本計画等で具体的に示される。じゃあ、自分が直接意見したこの意見に対しての町の考え方はどうなのって言ったような部分っていうのが、もしかしたら十分でなかったのかもしれない。そういった意味で、子ども若者、子ども基本法ですので、子ども若者の意

見をといるところではありますが、そのいただいた意見を、やはりきちんと、検討の結果というのをお返しをすることがまず大事だろうというふうに思っております。議員お尋ねの、その際のルール化という部分につきましては、まだ、そこまでの具体的なお答えができる案というのは、ご用意が出来てないというのが正直なところでもございますので、また、早急に組織内で検討してまいりたいというふうに考えております。

●原議長

1番、西原議員。

●西原議員

一つちょっとまた戻るんですけども、先ほどの大和小学校のですね、大和中学校でしたかね。大和小学校の国語の取組みといたったものとかですね、学校の授業の中で、そういういわゆる町政に関することを、子どもの意見や、そういったものを聞くことができる機会っていうのが多々あると思うんです。私も保護者として1回、邑智中学校の方ですね、弁論大会の予選っていうのに、保護者の公開授業で見に行った覚えがあります。そういった時にもですね、やはり思春期ならではの部活の悩みとか将来の悩み、そういったものもあったんですけども、それと同数ぐらいですね、環境問題とか平和についてとか、やっぱり、そういったものっていうのがたくさん出てきたんですよ。やはり、子どもたちにとって環境問題とかそういったものが、より具体的に自分ごとといえますかね、そういうふうを感じる部分があるのかなというふうに思っています。そういう貴重な機会とかを、実は見逃してるのかなというふうに、先ほどの国語の授業の話とかを聞かさせていただいても、感じたわけでありましてけれども、そういった授業等ですね、私たち議員も、積極的に聞いていく機会があれば、私としては参加したいなというふうに考えております。そういうふうに、一般にですね、そういうふうな子どもたちの意見を聞く機会を増やす、そういった、お考えが今後あるかどうかというところ、ちょっとお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

ありがとうございます。コロナ禍の中では、対面式のイベントですとか、訪問といったところに、多くの制約があったところだと認識をしております。5類以降になりましたので、先般の教育民生委員会のおきましても、小中学校の方、また、訪問等ご検討といえますか、というお話もさせていただいたところでもございまして、教民の委員会としても、ぜひ、学校現場の方を伺ってと、という心強いご返事もいただいております。正直なところ、私自身も今回の西原議員からの一般質問の通告を受けまして学校現場での、こういった様々な取組みということを改めて一つ一つ認識をしたところでもございますので、かつ弁論大会、これは、学校では、参観事業ということで、どなたでも聞きに来ていただいて構いませんという形で、実施もしていらっしゃる。また、何らかの形で、そういった子どもたちの意見を直接聞けるような場、情報提供の仕組みづくりというということについても、教育委員会の中でも、少し検討をしてみたいというふうに考えておりますし、また、私の記憶に違いがなければ、議員の皆さん方も、各中学校の方に個別に訪問されて子どもたちと、いろんな分野について意見交換

をされたような機会が過去お有りではないかなというふうにも記憶をしておりますので、また、学校現場との調整というのは出てまいるやもしれませんが、そういった機会もですね、この基本法の施行に合わせてですね、少し具体的に検討してまいりたいというふうに考えるところでございます。

●原議長

1番、西原議員。

●西原議員

是非ともですね、そういう子どもの意見を聞く機会が増えていければ、さらに授業を参観するのであれば、教員の皆さんの負担にもなりませんので、自然な形でそういうふうに、子どもの意見に触れることができるのかなと考えますので、ぜひとも具体的に早急に取り組んでいただければと思います。最後なんですけれども、答弁の中に、1番最後の方にですね、子どもに関わる全ての大人が、当事者である子どもの考えや意見を述べる場をしっかりと確保して、耳を傾けていくという姿勢を示すことが大事というふうですね、お答えいただいて、この言葉を聞かさせていただいて、私自身の子育てを非常に猛省する思いで聞かせていただきました。また最後に、子どものことは子どもなしで決めないという意識の醸成が求められるという。これは本当に金言だと私思ひましてですね、ぜひとも、最後なんですけれども、令和6年度の子どもの計画、策定の中で、この子どものことは、子どもなしで決めないという文言をどこか非常に理念的な高い、高レベルのところ盛り込んでいただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

●原議長

番外、教育長。

●阿川教育長

最後になりましたけど、子どものことは子どもなしで決めないっていうのは、子どものことは子どもに決めさせろと言いかえてもいいと思うんですよ。西原議員の通告書の最後のところに、主権者という言葉がありました。主権者教育という言葉もちょっと出てドキッとしましたけども、この日本も主権者教育っていうので、数年前から叫ばれてきたんですけど、まだ高校のことだよっていうような感覚で、小中学校の教員多少思っていて、私もそう思っているのが大きいんですけども、ところが、今回の子ども基本法も絡ませて考えて、そして最後の言葉っていうのは、もっと子どもの声に耳を傾けてよといういろんな叫び声は聞こえてるんだけど、聞こえていながらも聞いていないふりをしているのところもあるのではないかなと感じも受けとめられます。今回の議員さんのご質問非常にタイムリーというか、はっとさせられて、これを早急に準備していかないといけないなと思っております。弁論大会のこともありましたけども、ぜひともですね、弁論大会準備の段階から、私言おうと思うんですが、議員さんに質問、相談しなさいよっていうことは、前にはあったような気もするんですよ。ちょっとSNSっていうか、スマホのない時代、分からないことは議員さんに聞くと、何となく何でも知ってるっていう、そういう子どもと議員さんとか議員さんだけではないですけど、関係、で子どもの声を議員さんもいっぱい聞いてもらいながら、関係づくりを進めていながら、来てほしいなと思います。コロナ前に子ども議会もございましたけども、実は令和2年ぐらいに、子ども議会はちょっと、苦しいけど、ちょっと来てもらって話をするぐらい

なら、というところまでは、計画があったんですけども、何かちょっとコロナが、流行ってきて、それなくなったんですけども、これから少しずつそういう国語とか社会とか、総合的な学習の混ぜたような、勉強して、いわゆる主権者教育というものもあるんですけど、それも勉強していくと、ぜひ議員さんに聞いてもらおうよっていう考え方はこれからどんどん生まれてくると思いますので、ぜひ子どもたちの声をですね、聞いていただきたいと。子どもたちが人権について学ぶんですけども、とかく、差別とかいじめとかという人権という言葉が引っ付くんですけど、子どもの権利として言ってもいいんだよっていう場でも、もっとどんどん出してもいいんだよっていう、やっぱりそういう指導といいますか、教育ですよ、これをふるさと教育を通じながら、様々な大人たちと出会って、いろんな意見を聞いて思ったことを言えるような、大人たちの関係づくりというの、ふるさと教育には大事で、これがやっぱり人材育成というか、これからふるさとを担う子どもたちを育てるっていう、やっぱりふるさと教育っていうのを原点にしながら、取り組んでいきたいなと思っています。少し関係のない話になったかもしれませんが。ありがとうございました。

●原議長

1番、西原議員。

●西原議員

1番です。子どものことは子どもが決めるという、本当に非常にシンプルで、誰でも覚えやすい。そういうふうな思いをですね、美郷町の大人全員がですね、心得ておけばですね、将来的に非常に可能性が、子どもを大事にする美郷町、また、子どもがですね、自分の意見が聞いてもらえる美郷町というふうに、お互いにですね、教育的にも、また美郷町ですね、今後のことを考えてもですね、非常にメリットがあることだと思いますので、ぜひとも、このシンプルなスローガンですね、子どものことは子どもが決める、子どものことは子どもなしでは決めないという、そういう理念をですね、ぜひとも、子ども計画の上級の理念に、上級の上位のテーマ、理念に掲げていただきたいなと思ひまして、私の今回の質問を閉じさせていただきます。

●原議長

西原議員の質問が終わりました。

ここで14時55分まで休憩といたします。

(休憩 午後 2時 37分)

(再開 午後 2時 55分)

●原議長

会議を再開いたします。

通告6、4番・日高議員。

●原議長

4番、日高議員。

●日高議員

4番、日高でございます。私は定住対策についての1点につきましてお伺いをいたします。定住対策について、一般質問では、3回目となります。町の喫緊の課題は、人口減少で、その対処として、定住促進が重要と考えているからです。若者が、移住定住を決めるポイントに、子育ての環境、住居環境、活動できる環境、就業環境など、決め手となると考えております。どのような施策が講じられているかを見るのではないかと考えております。町では、子育て支援として、保育料の無償化、医療では15歳までの無償化、教育については、タブレットを初めとするIT教育の推進、住居関係としては空き家バンクの活用、サステナブル住宅の建設、また、活動できる環境では、連合自治会の整備により、住民参加型活動が多くなされており、活動できる環境は整っていると考えます。就業支援として、就業相談などを行っておられるとまた思います。定住者の就業地は、町内または交通網の整備により、町外に仕事を求める移住定住者もあると思えます。そこで、町外に就職される方に、就業支援として、通勤費の一部を、制限を定め時限を定め、支援してはどうかと考えるのですがいかがか、お伺いをいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは日高議員の定住促進対策についてのご質問にお答えをいたします。まずは、町の最重要課題、人口減少対策の中心的な取組みである定住施策に対しましてご提案をいただき、ありがとうございます。議員のご質問は、定住促進のために、移住者の町外通勤費の一部を時限つきで支援する制度を制定してはどうかというご趣旨だというふうに理解をさせていただきました。まず、整理をいたしますと、通勤手当に関しましては、本来は企業が労務支援として支給するもので、支給される企業、されない企業と企業の考えによって、様々あるものというふうに認識しております。また、町内就職者へは支援がないということになれば、不公平感も出てくるのではないかと思います。こうしたことから、移住者への町外通勤補助につきましては、少し、バランスを欠く制度ではないかと思います。また、実際に美郷町に移住してこられた方々から、美郷町に移住を決めた理由として挙げられるのは、自然環境がいい。暮らしに関する支援制度や子育てに関する支援制度が充実している。といったものが上位に挙げられます。逆に、町外への通勤費の補助を望む声というのは、ほとんど聞いたことがないため、通勤費の補助につきましては、移住につながる効果としては、相対的に小さいのではないかとというふうに思います。現在、美郷町としましては、移住定住施策を3本柱を位置づけまして推進しています。一つ目は、子ども未来応援金制度を含めた、社会に出るまで続く手厚い子育て支援、二つ目は、様々なライフステージの節目で応援する定住ポイント制度、三つ目は、今年度から始めました、サステナブルハウスといった特徴ある定住住宅といった施策が、移住を後押しする効果が大きいのではないかとというふうに考えています。これらは、美郷町ならではの特色ある施策であり、現在でも、断続的に他の市町から問合せや視察をいただいております。移住施策を進める上で、競争力があり、移住を検討されている方にとって魅力があるものではないかとというふうに評価をしております。移住定住対策につきましては、移住者の立場に立って、総合的に考えることが重要であり、何が最も効果的かということを検討しながら、今後も、施策を充実させていきたいというふうに考えます。なお、本日の一般質問のように、町の重要課題に対して、議員から建設

的なご提案をいただきますことは大変ありがたいことであり、執行部、議会が一体となり、最重要課題である人口減少対策、移住・定住対策の解決につながるものというふうに考えております。ご提案ありがとうございました。

●原議長

4番、日高議員。

●日高議員

ご回答いただきまして、ありがとうございました。私がこの質問の中で、助成の支援の一部、そしてまた時限をもってというところでございます。ちょっと書き足りなかったんで、ここで、私の考えを言いますと、やはり、美郷町におかれる環境、これはやはり、就業場所等々限られております。また、ここでも述べたとおり大変道路事情が良くなりました。今、三次でも30分ぐらいあれば行く。大和地区からですね。それから、今度、邑智地区からでも、今湯抱工区、大変な改良が進んでおります。そうすると、もう大田とか、就業の場については、町を考えなくてもですね、大田であるとか出雲であるとか、もう三次であるとか、下手をすれば広島までですね、通勤可能な立地条件にあるのではないかなというふうに考えております。そして、今回通勤手当の一部というふうに考えたのは、当然、ここでお答えがありましたように、企業側からのいわゆる通勤費、これはあると思います。ただそうは言いながら、やはり、どういいますか、距離にも制限があったりというふうなことが考えられるのではないかなと。今、私が考えているのは、町外へ通う際の町内から町外出るまでの間の距離ですね、大和地区から考えると大体平均10キロぐらいではないかなと。邑智地区から大田の方を考えても、中心地あたりが10キロぐらい。そうなりますと片道、町外出るまでの10キロ、往復で20キロ、こういったものの助成、例えば、ガソリン単価で言いますと大体1リッターで10キロ走ると、2リッターでいいわけですねよ。例えば400円。そうなりますと、1カ月20日働いても8000円ですね。こういったふうなものが支援になるんじゃないかなと。それと時限につきましてはですね、新たに、いわゆる町外から、この美郷に来られて暮らすと。そうすると、やはり、当初はやはり生活の面でかなり不安に思われると。こういったことがあると思います。そうした意味で、生活が落ち着かれる大体3年ぐらいですね。これを、時限をもって支援をしてあげれば落ち着くのではないかなというふうに思ったわけです。それで、今不公平感というのもありました。でも、中原議員さんの質問の中でも、町長、同じような考え方なんです、人口減少によって様々な弊害が起きてくると。私も大和地区の方、住んでおります。そうなりますと、もう大体2年から3年、そうすると、保育、また学校こういったところがですね、今後議論になるような今状態になってくるといいうふうに思います。そういった問題があるんです。そこは町長さんも、危機感を持って、IP放送でも国勢調査のですね、結果に基づいた報告もされました。大変な人口減少であると。そういったふうな、ですから、ある程度町民の方もですね、ご理解をいただいているんじゃないかというふうに思います。そういった中で、例えばこういった私どものような、美郷町の立地条件であるとか、そういったことを加味すればですね、この、町外の人に対するですね、町内間までですね、あれから、お勤めは向こうの方で旅費も、通勤手当というのでも考えられますんで、そういったふうな支援についてですね、人口を増やす目的であればですね、ご理解いただけるのではないかなというふうに考えるんですが、その辺りはどのように、不公平感というところで考え

ておられますか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ありがとうございます。人口減少対策は、最重要課題ということは何度も申し上げておりますし、ここの部分につきましては、日高議員も全く私と同じような考えだと思っておりますので、その前提に立って例えばこういうのはどうだということで、今日、お話いただいておりますので、その点につきましては、私も全く同感で、いろいろなものを前提条件とか、今までの既成概念を除いて、効果的な手はどんどん打つべきだろうというふうに思っています。その中で、先ほど答弁させていただきましたように、ポイントとしては2つありまして、要は移住定住に結びつくインパクトがどれだけあるのかっていうことですね。もっと他にインパクトのある施策があるんじゃないかというのが一つでございます。もう一つは、やはり制度をつくる上で、制度設計が、かなり難しいんじゃないかなど。思っております。例えば、色んな企業によってはですね、例えば大田市の企業が、なかなか人材を集めるのが難しいから、遠くから通ってくる人には、通勤費を全額出してるような、こういうふうな企業も多分あると思うんですね。そういうまだら模様の中で、あえて外に行ってるからって言って、一律に出すわけにもいきませんし、逆に言えば企業が出してるところには出さずに、出していないところに出すっていうのも、これもちょっとバランスを欠きますし、そもそも町内で通われる方も、すぐ、例えば1キロ先に通われるなら別ですけども、町外に出るのに匹敵するぐらいの距離を走られてるような方もいらっしゃると思いますので、そうすると町内勤務者には出さないのかとか、こういうふうな、いろいろな面があります。むしろ考え方としてですね、町の中の事業所で働いてる人で外から通ってる人にむしろ払ってあげた方が、町にどんどん来られるっていうふうな考え方もありますので、わざわざ外に働く人にお金を出すっていうのも、これも、いろいろな考え方あると思いますので、まとめて言いますと、ちょっと制度設計がかなり難しいんじゃないかなど。ですので、インパクトがあるかないか、多分、定住ポイントで10万とか20万とかというものを、節目節目でお支払いした方が、おそらくインパクトが大きいと思いますし、どこもやってないものですし、声も、やはりこういう定住ポイントっていうのが魅力だったというふうな声も聞きますし、ということで、インパクトと制度設計が難しいという、その2点で総合的に判断しまして、これが悪いというよりも、もっと他に効果的なものがあるんじゃないかなどということで、申し上げております。

●原議長

4番、日高議員。

●日高議員

まさに、ご回答されたとおりでらうと思います。以前、私が職員の時代、19年、若者定住住宅、これの色々と携わりました。そうした中で、その当時は、あんまり若定制度というのがなくて、広島県の高宮、あっこの方に見に行っただけですが、これ昔ですんで、お知らせする機会が、また、チラシであるとか、色んな面での媒体しかなかったんですが、それにしても、ホームページとかですね。それにしてもインパクトがあっ

て、あの当時40人程度の募集が来ました。その中で、いろいろと審査をした中にはですね、関電をを辞めてこっちに来たいというふうな方もおられました。それほど、先ほど町長言いましたようにインパクトのあるものであったのかなあというふうに思います。そうした意味で、私が考えるのは、あくまでもいわゆる、先ほど言いましたように、例えば、もう大和地区でいけば、3年ぐらい経てばですね、保育所、または学校のあれがですね、かなり、問題になってくると。できれば、ですからですね、1人でも2人でも、いわゆる移住にこぎつける、こういった努力をする必要があるんじゃないかなというふうに考えます。それと、ここでのご回答がありましたように、何か要望があったんかと、移住された方が。これにつきましてはですね、町の、いわゆる移住策を見られてこっちにこられとるんで、あえて言うなら、こちらに来られてない方のご意見はどうだろうか。先般私が質問したのはそういった意味で、広島、県の出先機関ですね、こういったところでは就業相談というのをやっておられます。美郷に限らずいろんな町村についての、島根県についてやっておられますんで、こういったものの要望があるかですね、これ聞かれた方がかえって、来られた方は、うちの定住策を見てこられてるんで、それ以上のことはないと思うんです。私が言いたいのは、1人でも2人でもですね、やはりここに住んでいただく。定住していただく。そのためにはですね、色々と新たなですね、これはもういちごっこみたいな競争になるんですが、やはり独自のですね、そういったいろんな、意見を聞きながらですね、策を立てていく。それで1人でも2人でも増やしていく。こういった施策が必要なんではないかというふうに思うわけです。今、町長さんは関係人口、交流人口、こういったことをやっております。これも長い目で見ればですね、美郷に過ごしやすい。美郷で何か期待できるというふうなことでですね。長いスパンで考えると、今かもしれません。1年後かもしれません。3年後かもしれません。定住者は必ずあるはずなんです。ですが、ですから、それとセットにしながら、いろんなアイデアを持ってですね、いわゆる人口減少は、大変な危機感を及ぼすんだよという認識のもとにですね、定住施策を考えていただきたいというふうに考えて、今私の頭の中では、やはりどうしても雇用というのが頭にありまして、現に大和の方でも三次に勤められる方が、結構おられます。おそらく、邑智地区でも、大田、出雲、こちらの方に通われてる方も多いのではないかと思います。そうした流れの中で、ちょっと町長さん、課長さんに言わせればちょっとこまごま考えの中で、今通勤費の助成の一部というふうに言いましたが、できればですね、そういったふうな思いを持って、いわゆる他所よりも、美郷の方がはるかに魅力があるんだよと。当然、財源がありますんで、財源の中で、僕もインターネットいろいろ見るんですが、出世で100万円出したり、200万出したりするところもあります。それは、私どものところでは、なかなか、もう無理かもしれませんが、そうではなくてですね、色んな住宅環境であるとか、今の教育関係であるとかですね。様々なうちらものもやっております。そういったものをセットにしながらですね、ぜひとも広報をしていただいでですね、定住者、移住者にですね、つかんでいただきたいと思います。その辺の心意気はどうでしょうか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

心意気というお話でしたので、心意気で言えば定住は、最優先事項として私はやって

おりますし、私の、2期目の時の話も、これは最重要課題で取組みますというふうに言っておりますので、心意気はしっかり持っているつもりでおります。それで、先ほどの繰り返しになりますけども、今、議員がまさにおっしゃったように、限られた財源の中で最大の効果が生めるものと。例えば、働き口に関して言えばですね、定住ポイントの中で、町内に就職したら20万円、町外に就職したら10万円、おそらくこれ交通費の助成を一部やるのに比べればですね、3年間というお話されましたけども、もう一括でポイントをまとめて渡すことができるので、逆に言えば、インパクトの点では、これで十分あるのかなというふうに思います。この定住ポイントもそうですし、サステナブルハウスもそうですし、子ども未来応援金等々の子育て支援策もそうなんですけども、冒頭申し上げましたように、結構、いろんな市町、これは近隣だけじゃなくてですね、全国のいろんな市町から、今でも問合せが、断続的にあります。やはり、外から見ても、それぐらいインパクトのあるメニューをそろえているんだろうなと思います。となると、今考える限りの効果的な施策メニューとしてはそろえているので、これを、ここからは、今、いかに推進をして、周知をして、いかに結果に結びつけるか。もちろん、今日の明日には結果は出ませんが、この数年の中ではですね、結果を出すべくやりたいと思います。それでちなみに町外への、通勤費の助成をやっているのは中国地方では一つだけありまして、日南町ですかね。ごめんなさい。日野町ですかね。これは米子のベッドタウンというような側面がある小さい町でございますので、そういう意味では、大きな働き口があるところへのベッドタウンとしての支援というふうな、地理的な特性があって、こういう施策をやられてるんじゃないかなというふうに思います。ですので、その町に合った方法で何がインパクトがあるかというところを総合的に考えますとですね、私自身の今の考えとして、町外に勤める方への支援策を新しくつくるといふことの優先順位としては、申し訳ありませんけども、最優先ではないというふうに思っております。

●原議長

4番、日高議員。

●日高議員

先ほど言われましたように、私も何かこっちは来てもらう魅力的な仕事はないかな。事業はないかないかなというふうに、インターネットとか、目が痛くなるまで見とるんですが、そういった中で、やはり町長言われましたように、例えば、子育て、移住、住居環境、それから後就業、活動できる環境、こういったところをいろいろ調べてみると、やはり、出生に関しては、多くの支援をしとるが、子ども医療こういったものについては余らないと。美郷はコンスタントに全てがそろっていると思います。その意味でですね、そういった流れの中でもこういったふうな移住環境ですんで、私が今回提起いたしました交通費助成、これを忘れていただいても結構ですが、できるだけですね、インパクトのあるいわゆる定住策、こういったものをですね、つくっていただいでですね、それで町内外、外にですね、いわゆるアピールしていく。そして、定住者に来ていただく。今の地域につきましてはですね、ここでも述べたとおり連合自治会制度かなり進んでおりまして、受け入れるのにも、いわゆる地域に入った方がいいが、何をやるんだろうか。仕事以外に何もすることはない。そういったことがないようにですね、地域活動もですね、かなりできる環境は整っております。そうした意味で、まずは、ここに、美郷

に移住していただく。こういった方策をですね、是非ともですね、いろんな事業を通してですね、見つけていただいでですね、ぜひとも移住者の増につなげていただきたいというふうに思います。ひとつ、よろしく願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

せっかくエールをいただきましたので、今回はあえて議員から具体的にこういうふうにしたらどうかというところまで踏み込んでのご質問だと思います。やはり町の重要課題として移住定住施策をやらなきゃいかんということでは、共通認識を持っておりまし、一緒になってやっていこうという、お考えもよく伝わってまいりました。少し、ご紹介しますと、もちろんお金も大事だと思います。経済的なところではあるんですけども、こればかりやっていますと金で釣る競走を他と同じようにやるところもありますので、美郷でしか出来ない魅力を、支援策としてつくるとかですね。ソフト面も含めて、やはりやらなきゃいけないと思います。サステナブルハウスを例にとりますと、これは環境省の事業を昨年5月に取りましたので、例えば太陽光発電は、工事費の2分の1で、美郷町は建設できるわけです。これは他が同じものをつくっても、太陽光発電については、全額払わなきゃいけないので、建築コストは、他と比べ、他は、基本的には高いわけです。だから美郷町の強みを活かして、今回こういうサスティナブルハウスというのを募集させていただきました。その応募状況につきましてはですね、ちょっと落選された方とかもいるので、何人中何人というのは余りあからさまに出さないほうがいいだろうという配慮で今、出しておりませんので、詳細は申し上げませんが、今までの若者定住住宅では全く手を挙げられないであろうというような人がたくさん応募されています。これ第一次もそうですし、第2次も、既に3戸募集してはいますが、3戸以上の、もう応募が正式にあったところですよ。海外に住まれてた方とか、あるいは、東京で外資系にお勤めで、なかなか就職するのに難しいような企業にお勤めで、ただリモートでできるから、どこでもできるんだとかですね。おそらく今までの若者定住住宅のコンセプトでは、手を挙げられなかったような方からの問合せとか、現地視察とかもありますので、私自身は非常に手応えを感じております。これは、どちらかという金で釣るというよりも、美郷町の強みを活かして、美郷町の魅力、これは自然豊かなところで子育てやりましょう。で、転職せずに仕事を持ったまま来れる人が、かつ、この環境に非常に高い意識を持ってる。サスティナブルな、暮らし方をしたいという、この生き方に共感する人っていうのが手を挙げてくれてるんだろうなと思いますので、これからも、魅力という点では、カヌーの町づくりとかバリの町づくりもやっております。実際のところ、バリに関連して、移住をされてきたようなファミリーもいらっしやいます。カヌーについて言えば、移住定住というふうに言っているのかどうかは別ですけども、島根中央高校に通うカヌー部の県外からの選手が、家族と一緒に来られて、3年間ここに住まれたとかですね。そういうふうなこともありますので、金で釣るだけではなくて、魅力、あるいは美郷町の強みを活かしてという意味で、冒頭で総合的にという意味で申し上げました。これからも、本日にめげずに、どんどん、いろんなご提案をいただければ、私も真正面からしっかり受け止めたいと思いますので、よろしく願いいたし

ます。ありがとうございました。

●原議長

4番、日高議員。

●日高議員

もう定住関係も、もう3回目になりまして、そろそろ、頭の中空っぽになったかなという。また新たに考えてですね、いい案があればですね、質問していきたいと。先ほど町長言われましたとおりですね、以前と違ってですね、移住定住を求める考え方がですね、これインターネットですんで、わかりませんが、いわゆる住んで暮らして良かったとか、豊かさとか、自分の豊かさですね、こういったものを求める方の希望が、また今多くなっているというふうに思います。金で釣るというものもあります。金で釣りながら、そういった生きがい釣るといふ。まあ釣ると言っちゃあいけんですが、入っていただくと。こういった両面ですね、ぜひとも頑張っていたきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。これで終わります。

●原議長

日高議員の質問が終わりました。
通告7、11番・佐竹議員。

●原議長

11番、佐竹議員。

●佐竹議員

最後になりましたが、2問だけお伺いをします。町民の方へのお知らせについてということで、役場から、町民の方へいろいろな配り物とかお知らせが行きますが、回答が必要なものもあります。以前は局の配達の方に持って帰ってもらえましたが、今は、やっておられません。郵便ポストは町内に50箇所ありますが、徒歩で行けないところもあります。このような方への対策を伺います。2問目、美郷町のハッピーコーディネーターについて、以前にも申し上げましたが、少子化対策は、結婚対策とっております。このことで、ハッピーコーディネーターという制度を設けてもらい、私もお受けしましたが、他に応募する方も少なく、この制度自体もうまくいってないようであります。こういった田舎だと、人を介することにより恥ずかしさもあるのだと思います。他に結婚対策は何か考えておられますでしょうか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、佐竹議員のご質問につきましてお答えをいたします。それでは一つ目の町民の方へのお知らせについてのご質問にお答えをいたします。町民の方へのお知らせにつきましては、各自治体を通じて、毎月20日に、広報みさとの発刊に合わせ各課から個別のお知らせや回覧物の配布をお願いさせていただいております。これとは別に、各課が施策の立案や計画策定の際に、町民の方の意見や要望を把握するために実施するアンケート調査もありますが、こちらにつきましては、対象の方へ直接郵送する形式をとっております。議員ご指摘の回答の必要なものとは、このようなアンケート調査のこと

だと思いますが、アンケートの回収方法につきましては、一般的には、調査の際に同封しております返信用封筒をご利用いただくか、買物や通院でお出かけの際に、役場、大和事務所、あるいは公民館、交流センター等、町の出先機関へご提出いただくことを想定しています。場合によりましては、LINE を活用したオンライン回答も対応しておりますが、一部の高齢者の方にはなじみが少なく、利用が難しいことも理解をしております。ご質問は返信用封筒があっても、徒歩で郵便ポストまで行けない方への対策ということでございます。役場職員が1戸、1戸、個別に個人宅へ赴いて回収するというのは、なかなか今の役場の人員体制的には難しいところがあります。もちろん、近所に職員が居住している場合には、職員をお預けをいただくことも可能ですし、介護サービス等を利用される方は、その利用時に、事業所の方にご協力をいただいているケースがあることもお聞きをしております。また、町内の郵便局にお尋ねしたところ、今回のようなケースの場合には、あらかじめ局へ電話をかけていただき、集荷の依頼をすると、配達員さんが、近隣を配達する際に、自宅まで集荷に来ていただけるというふうにご回答いただいております。ぜひ、こういったサービスをご利用いただくことも検討いただければというふうに思います。

●原議長

11番、佐竹議員。

●佐竹議員

ちょっと話が違いますが、私が、前の林町長の頃に、林町長が辞められる時に、我々、地元における同級生が、毎月同窓会やろうじゃないかということで、ずっとこのコロナ前まで毎月やっておりました。その時、色々な悩みとか聞いておりましたんですが、このコロナがなってからは、休んでおりました。たまたまこの前やりましたら、今のところ15人ぐらい地元におりますけれども、その中の1人が、その役場から3万円あげるからという封筒が来たんですが、誰にでもことづけるもいかんし、旦那さんは、この3年のうちに亡くなられておられましたんで、どがすりゃいいだろうかということで、たまたまこの前、我々が集まった時に来て、預かったわけでございます。今、町長の話では、郵便局へ電話すれば、取りに来てもらえると、取り寄ってもらえるということでございますが、気持ちよく取りに来てもらえるものかどうか、その辺のところちょっと、本当に簡単に言えばいいのかどうか。その辺ちょっと教えてください。

●原議長

番外、企画推進課長。

●行田企画推進課長

ただ今の佐竹議員のお尋ねですけれども、近くの町内の郵便局さんの方に確認をさせていただきましたら、そういったことは、以前からもやっておられるということですので、そういうことがありましたら、郵便局使っていただいて結構ですというふうにおっしゃっていただきましたので、遠慮なく使っていただければというふうに思います。

●佐竹議員

言っておきます。

以上で1番目終わります。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、2つ目のご質問、美郷町ハッピーコーディネーターについてにお答えをいたします。まず、佐竹議員におかれましては、自ら美郷町縁結びコーディネーターにご就任いただくなど、結婚対策につきまして、積極的に取り組んでいただいておりますことに、まずは感謝を申し上げます。とともに、町の施策にご協力いただいておりますことに、御礼申し上げたいと思います。先ほどの日高議員の一般質問と同様にですね、やはり町の人口減少というところ、過疎化というところが大きな問題である。このためには、外から人が来てくれるのもそうですし、子どもを安心してたくさん産み育ててもらおう、そのためには、結婚が大事だという、そういうふうなお考えだと思いますので、私も、この人口減少対策に端をを發します様々な問題につきましてはですね、最重要事項だというふうに思っておりますので、ぜひとも、本日のようなご提案を、建設的なご提案をいただければと思います。結婚対策につきましては、先の第1回定例会でも申し上げましたが、町単独の取組みのみならず、広域的な取組みが必要であるということ。そして、行政が余り前面に出ないことを課題として認識をしまして、島根県が、民間団体に委託実施する広域出会いイベントも活用しながら、今年度につきましては進めていきたいというふうに答弁をさせていただいたところです。島根県の動向といたしましては、今年度4回のイベントを計画中と聞いております。近いところでは、9月9日に、隠岐の島町を開催地として、ジオリゾートシンフォニーというところで行われる予定です。10月21日には、浜田市のアクアスを開催地として行うことが計画をされています。その後は、1月、2月にも予定をしているということでございますが、詳細につきましては、現在未定となっております。今後も、県の情報に注視しながら、県とも連携を図りながら、情報の提供を行っていきたいと思います。一方、町独自の取組みですが、議員がおっしゃるとおり、恥ずかしさですとか、プライベート情報を知られてしまうといった、狭い町ですので、そういった意識から、イベントへの参加というのが非常に困難となっております。実際、今の世の中、独身の方々が出会いを求めて利用されているのが、いわゆるマッチングアプリというものが主流になってるというふうに聞いております。スマートフォンの普及とともに、一昔前の、ご近所や知り合いの方がお世話をしてくださる時代とは、随分と変化をしてきているのかなと思います。現在、行っている施策としましては、婚活を余り前面に出さずに出会いの場の提供ですとか、あるいは、活かせる能力の習得のための講習会ですとかといったようなストレートに出ないようなイベントを計画しています。具体例といたしましては、103キログラムの恋愛カウンセラーとして有名な羽林由鶴さんを講師としてお招きし、コミュニケーション術について、グループワークも交えながら、ご講演をいただく予定にしています。コミュニケーション術は、仕事に活かすことはもちろん、相手に好印象を持ってもらう話し方、接し方などは、パートナーを見つける上でも重要なスキルになるものと考えます。出会いの場の提供だけでは、なかなかうまく話しかけられないといった理由で、成功に結びつきづらいというものも、未婚、晩婚の要因の一つではないかと考えて、今回、企画をしております。パートナーを見つけ、カップル成立となるには、お互いの好みや印象が大きく関わっていると考えます。気持ちの部分に施策が関与することはなかなか出来ません

ので、そこにつながるスキルを習得できる講習やセミナーといった少し間接的ではございますけども、そういう企画をしながら、その講習やセミナーも出会いの場となるように進めていきたいというふうに考えています。佐竹議員におかれましては、今後も、結びコーディネーターとして、ぜひご尽力いただきますよう、重ねてお願いをさせていただきますとともに、イベントの周知などへのご協力をお願いできればと思っております。引き続きよろしくお願ひいたします。

●原議長

11番、佐竹議員。

●佐竹議員

町長の施政方針演説の時に、最優先としては、人口減少の問題が一番ということで取り上げていただきました。それから、私も、これ何とか協力したいと思ひました。今度の国調、令和7年ですか。その時は、ぜひともどべにならんように、何とか頑張らにやいけんというふうに思ひしておりますが、昔、コーディネーターという制度は、私が前の岡先課長の頃ですがね、何か昔、世話焼きのおばさんが世話して、1組出来たとかいう話がありましたので、それはハッピーコーディネートだけじゃないと思ひしておりますが、今のところ、私1人ですかね。もっと、おってりやええんですが、なかなかおられませんので、それで、私もやってみたんですが、なかなか難しいもんで、私簡単に考えとったんですが、男の人とは話が出来ますが、女性に対してですね、なかなか男の私じゃ難しい面がありまして、役場のほんなら職員の方についていうそれも、仕事の合間には、とてもじゃないができるわけでありませんで、何か他のいい、例えば臨時の専門の職員を季節で、季節というんですかね、何とかいうあれで、雇っていただいて、それで、その人に専門にやってもらうというような格好はいかがでございませうか。

●原議長

番外、美郷暮らし推進課長。

●安田美郷暮らし推進課長

先ほどの佐竹議員のご質問でございませけれども、実は令和4年度におきましては、結婚についての相談をいただける職員の方を配置をしておったわけなんですけれども、やはり、先ほどの町長の答弁の中にもございませように、やはり恥ずかしさというものがあるのかと思ひますが、直接役場の方にご相談に来られた方というのはございませんで、結局、やっぱりそういった面において、ご相談、佐竹議員にも、今、就任いただいております結びコーディネーターにつきましても、なかなかその相談に来てがないといったのは、そういったところが大きいのかなというふうに思ひしております。今現在、また別ということでもないんですが、島根県がハピコというちょっとインターネットを使った出会いのシステムというものをやっております、これ登録料が、一応有料で発生するわけなんですけれども、それを使って、そこに登録しておられる方を1回につき3名まで会いたいといったような要望ができるというようなシステムが出来ております。これは各自治体の市町に、この端末がございまして、そこに利用申込みをして使えるという形になっております。これは、どこの市町に行っても構わない。例えば美郷町で登録した方がおられれば、例えば川本町っていただいても見れる。大田市で申請されても見れると。要は、その方が誰かということばれるということばを気にさ

れることなく、そういったシステムもご利用いただけるというものも現在、県の方でもしておられますし、町の方でもPRをして、町の方でも登録をされておる方がいらっしゃるということだけ、情報としてお伝えしておきます。

●原議長

11 番、佐竹議員。

●佐竹議員

話が違いますが、美郷町の中で30代から50代ぐらいまでの間で、結婚したいとか、結婚してないという男女何人ぐらいおられますか。

●原議長

番外、美郷暮らし推進課長。

●安田美郷暮らし推進課長

現在の美郷町の状況でございますけれども、令和2年の調べにはなりますけれども、18歳から50歳までの未婚の方というのは、男性で59.5%、女性で44.2%、合わせますと平均して52.2%の方が未婚というような状況になっております。以上です。

●原議長

11 番、佐竹議員。

●佐竹議員

何とか、私も努力をしますので、町の方でも頑張るとにかくどべにはなんように頑張りたいと思います。以上で終わります。

●原議長

佐竹議員の質問が終わりました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は明日14日木曜日定刻より開きます。

本日は、これもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

(散 会 午 後 3 時 44 分)